

322
340

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

始



8.8.11

322-340



銀行簿記教科書

商學士吉田良三著

東京株式會社同文館藏版

大正
12. 1. 17
内交

緒言

(一) 本書は單に拙著甲種商業簿記教科書下卷の書名を改めたるものにして、内容は、大正十年二月第二回改訂の同書と全然相同じ。

(二) 舊甲種商業簿記教科書は商業簿記と銀行簿記とを通じ上中下三卷に分ち、上中二卷を商業簿記に下卷を銀行簿記に充てたるも、今回改名と同時に兩者を分離獨立せしめ、一を商業簿記教科書、他を銀行簿記教科書と名付けたり。舊名より甲種の二字を除きたるは、從來實業學校が甲乙二種に區別され居りた

るを今回此區別が撤廢されたるに因るなり。

- (三) 本書は一學年每週三時間の授業を標準として編纂せるが故、若し每週二時間の授業なる時には、例題の記帳に就き或程度迄補助簿を省略するを可とす。然れども補助簿中收納帳及仕拂帳の二者は日記帳との突合せ關係上、又當座勘定元帳・特別當座預金元帳及他店勘定元帳の三者は利息計算上又當座貸越額の決定上及爲替取引の仕譯上省略すべからず。
- (四) 各章の終りに復習問題を設けあるが故、各章の説明を終る毎に之につき試問をなし、其問答中に生徒の未だ充分了解し居らざる箇處を察し、其事項の説明

を補足するを可とす。然れども每週二時間の授業なる時には進度の如何に應じ、復習問題は必ずしも其全部を試問せず、其内の重要なるものに止むる等適宜加減するを可とす。

大正十一年十二月

著者誌

銀行簿記教科書

目次

第一章

緒論

- (一) 銀行簿記の意義
- (二) 銀行業務の概説
- (三) 銀行簿記の特徴
- (四) 本邦銀行帳簿式の由來
- (五) 復習問題

第二章

勘定科目

第一節

資産勘定

第二節

負債勘定

第三節

資本主勘定

第四節

損益勘定

目次

一

四三

三九

三五

二八

一五

一四

復習問題……………四九

第三章

手形交換……………五四

- (一) 手形交換の意義
- (二) 交換所の組織
- (三) 組合銀行の義務
- (四) 代理交換
- (五) 交換手形の種類
- (六) 交換手續
- (七) 交換尻決済法
- (八) 交換の取引仕譯法

復習問題……………三

第四章

分課及傳票……………三

第一節

銀行の分課……………三

第二節

傳票……………三

復習問題……………三

第五章

帳簿の種類及組織……………七

第一節

主要簿……………七

第二節

補助簿……………七

復習問題……………四二

第六章

利息計算法……………四三

第一節

當座勘定利息計算法……………四三

第二節

特別當座預金利息計算法……………四三

第三節

定期預金利息計算法……………四六

復習問題……………四九

第七章

決算……………五〇

第一節

豫備手續……………五〇

- (一) 有價證券の評価
- (二) 建物什器の減價銷却
- (三) 未拂利息の整理
- (四) 未經過割引料の整理

第二章 補助簿の締切……………一五五

第三章 總勘定元帳の締切及繰越日記……………一五九

第四章 決算報告表の調製及利益金の處分……………一六五

復習問題……………一七〇

第八章

記帳練習例題……………一七一

(爲替取引を含まざる例題)

記帳凡例……………一七一

株式會社敷島銀行第一期營業日誌……………一七三

第九章

爲替取引……………一九四

第一節 爲替取引の種類及其貸借關係……………一九四

第二節 爲替貸借整理法……………一九六

(一)一口座制 (二)二口座制 (三)四口座制

第三節

他店勘定元帳記入法……………二〇九

(一)第一法 (二)第二法 (三)第三法

第四節

爲替勘定利息計算法……………二一八

第五節

爲替尻付替……………二二三

(一)付替の意義 (二)付替の効益

(三)双方付替 (四)二個の他店に對する付替

第六節

本支店間爲替取引整理法……………二二七

第七節

支店間爲替取引整理法……………二二九

復習問題……………二三三

第十章

本支店計算の合併……………二三六

第一節

本支店純損益金の合算……………二三六

第二節

本支店決算諸表の合併法……………二三七

復習問題……………三四三

第十一章 記帳練習例題……………三四四

(爲替取引を含む例題)

記帳凡例……………三四四

株式會社敷島銀行第二期營業日誌……………三四五

目次畢

銀行簿記教科書

商學士吉田良三著



第一章 緒論

(一) 銀行簿記の意義

銀行簿記(Bank Book-keeping)とは銀行業務より生ずる百般の取引を記録計算し以て其會計を整理する方法にして、複式簿記を適用せるものなり。從て貸借仕譯の原理法則は都て商業簿記に付説明せし所に同じ。然れども商業と銀行業とは大に其趣を異にするの結果、日常發生する取引の種類性質に於て兩者非常に相違あり。

り。故に原理は同じとするも取引を記帳處理する形式手續の異なるや明かにして、即ち銀行簿記に於ける勘定科目の分類帳簿の種類組織、記帳及決算の手續等は商業簿記の是等に比し大に異なる所あり。

斯くて既に商業簿記を修めたるものが進んで銀行簿記を學ぶに當ては貸借原理仕譯法則等は再び研究するの必要なく、直に銀行會計に特有なる勘定科目、帳簿組織及記帳決算の手續等を研究することに依り銀行會計整理法をば知了するを得べし。然れども之が爲めには他方に商事要項にて銀行業務に關する智識を養ひ置くを要す。

(二) 銀行業務の概説

普通商業銀行の營む業務を大別して主たる業務及從たる業務の二つとなす。主たる業務とは銀行が生存上必要なるものにして(一)預金(當座預金、特別當座預金、通知預金、預金手形、定期預金)(二)貸付(證券貸付、手形貸付、當座貸付、越コ、ル、ロ、ン)(三)割引(商業手形割引、荷爲替取組)(四)内外爲替(普通爲替、電信爲替)の四者なり。右の内預金及爲替は銀行が營業資金を吸集する手段にして、貸付及割引は之を放資するの手段たり。從たる業務とは顧客の便宜上又は銀行自身の

収益上營むものにして(一)代金取立(二)有價證券の賣買及貸借(三)信託業務(四)支拂保證(五)保護預り(六)地金銀の賣買(七)兩換是なり。右の内保護預り、地金銀の賣買及兩換は一部の銀行に限られ一般的業務と稱する能はず、蓋し保護預りを營むには特別の設備を要し、又地金銀の賣買は兌換券發行の特典を有する銀行が其必要を認め、又兩換は外國貨幣の兩換をなすにあらざれば特に業務と云ふに足らざればなり。

(三) 銀行簿記の特徴

之を商業簿記に比較して重なる特徴を列舉せば次の如し。

- 一、各取引に付傳票なる紙片を使用して之を一係より他の係に傳へ、之に依て金銭の出納も事務の處理も亦主要簿補助簿への記帳をもなすこと。
- 二、銀行の取引は其多數が現金取引なる故便宜上主要帳簿へは全取引を現金式仕譯法に依て記帳し、自然現金出納帳が仕譯帳として使用さるゝこと。
- 三、總勘定元帳に於ける各勘定は皆な統轄勘定なる故其内譯詳細を現はすため各勘定に補助帳が使用せられ、自然銀行簿記にては補助簿が非常に多數なること。

四、日々必ず残高試算表を作り之に依て轉記の正否を確むると共に、亦之に依て日々の財産状態及當日迄の損益關係の大様を知ること。

(四) 本邦銀行帳簿式の由來

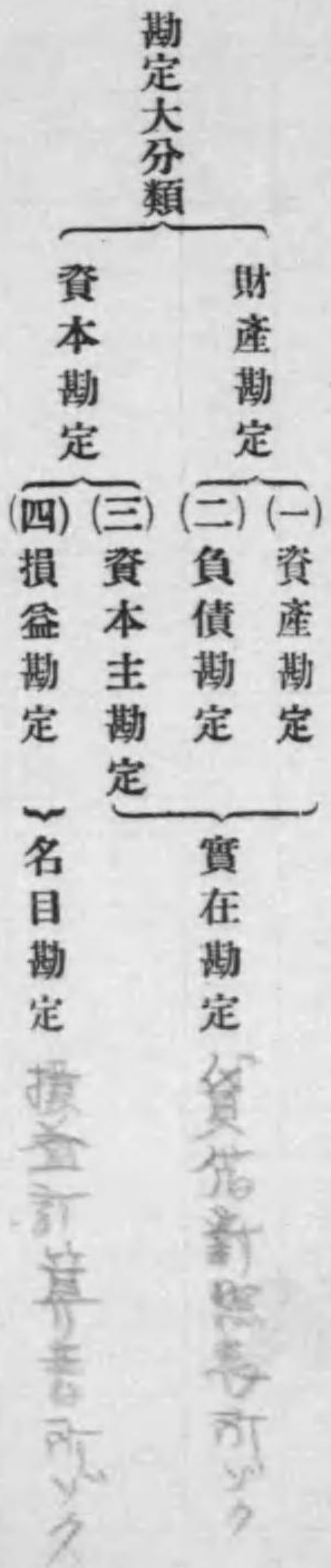
明治五年政府は國立銀行條例を發布して銀行の設立を鼓吹するや、一面之が會計整理を完全なる洋式簿記に依らしむるため、大藏省紙幣寮にて英人アーレン、シヤンド (Allen Shand) 氏を聘し同氏の考案になる銀行簿記精法なる書を編纂して汎く講習生を募集し之を學習せしめ、以て當時の銀行會計を此方法に依て整理せしめたり。爾來年を経るに伴ひ本邦銀行業務の上に變遷發達を來せると共に、漸次シヤンド氏の簿記に修正改良を加へ來り、以て現行の銀行簿記をなすに至れり。

復習問題

- (1) 銀行簿記の意義を問ふ
- (2) 銀行簿記の特徴を列舉せよ
- (3) 普通銀行の營む主たる業務を述べ、尙各業務の種別を列舉すべし
- (4) 普通銀行の營む從たる業務を列舉せよ
- (5) 我國銀行簿記の沿革を問ふ

第二章 勘定科目

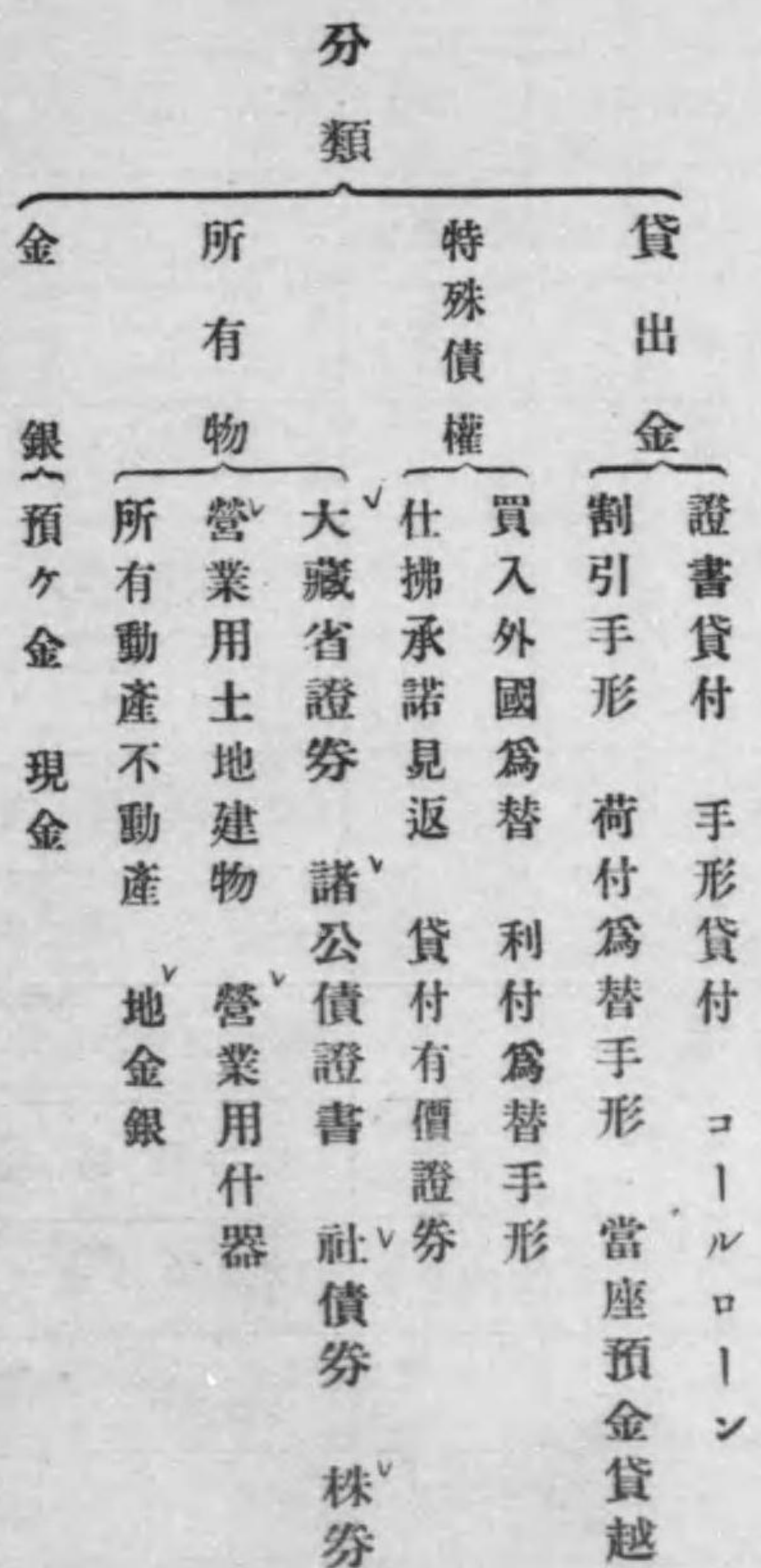
銀行の會計整理上設くる勘定科目も亦商業簿記の場合同様、之を大別して財産勘定及資本勘定の二つとなし、更に前者を資産勘定及負債勘定の二つに分類し、又後者を資本主勘定及損益勘定の二つに分類するを得べし。



右四大分類の下に取引記帳上設定すべき勘定科目の細別は、銀行條例第三條の規定に依り銀行が毎半箇年に大藏大臣へ提出する營業報告書の調製に當り準備すべき雛形として、同條例施行細則(大正五年五月)所載の貸借對照表及損益計算書に示す勘定科目が一般の標準となり居れり。

上掲貸借対照表及損益計算書に現はるゝ所を基礎とし、尙之に銀行簿記にて普通に通に設くる三四の勘定をも加へ、資産勘定、負債勘定、資本主勘定及損益勘定なる四大分類の下に各勘定の性質を説明すべし。但し他店及代理店に係る勘定に就ては便宜上其説明を後章爲替取引の項に譲り、茲には是等を除外すべし。

第一節 資産勘定



(一) 證書貸付勘定 (二) 手形貸付勘定

貸付は其性質上區別して(一)擔保貸付(二)保證貸付(三)信用貸付の三種となすも、實地に行はるゝ銀行の貸付は重に擔保貸付たり。而して擔保貸付には有價證券、商品等の動産を擔保とするものと、又地所建物等の不動産を擔保とするものとあり。次に貸付の形式は手形の使用未だ盛ならざりし時代には總て借用證書に依る所謂證書貸付たりしも、手形の使用盛となるに伴れ近時は貸付の大部分殊に動産擔保の貸付は借用證書の代りに借主をして爲替手形又は約束手形を振出さしめ、之を割引することに依り行はるゝに至れり。是れ畢竟手形に依れば取立手續が簡便にして且つ利息を前取し、又貼用する印紙税を輕減し、尙手形なれば資金に不足を告げし時之を再割引に付して金融を計り得る等諸種の利便あるが故なり。而して手形貸付は其性質は貸付たるも其形式に於て割引たるが故從來の銀行簿記にては之を割引手形勘定に依り處理するもの多かりしも、大正五年銀行條例施行細則改正の結果貸付勘定を二つに分ち、借用證書に依るものは證書貸付勘定

を以てし、證書の代りに手形を以てするものは手形貸付勘定を以て處理するの必要あるに至れり。貸付の利息に就てはその證書貸付の場合には日歩又は年利にて定め、毎月末又は年數回に分ちて取立つるか、或は満期日に元金と共に之が支拂を受くるも、手形貸付の場合には普通に日歩計算にて之を前取す。従て後の場合には其形式上之を割引料勘定にて處理する銀行多し。次に右二勘定の設定に係る取引例を設け是等の仕譯法を示さん。

(1) 甲某へ土地を抵當として金壹萬圓の證書貸付をなす

(借) 證書貸付 一〇,〇〇〇 (貸) 現金 一〇,〇〇〇

(2) 前記證書貸付期限に至り利息六百圓と共に返済を受く

(借) 現金 一〇,六〇〇 (貸) 證書貸付 一〇,〇〇〇
利息 六〇〇

(3) 乙某へ有價證券を擔保として金五千圓の手形貸付をなす、此利息五拾圓也

(借) 手形貸付 五,〇〇〇 (貸) 割引料 五〇
現金 四,九五〇

(4) 前記手形貸付金期限に至り取立回收をなす

(借) 現金 五,〇〇〇 (貸) 手形貸付 五,〇〇〇

(三) コールローン勘定

英米にてコールローンとは銀行が其資金を手形仲買人又は株式仲買人に對し要求次第直に返済せしむる約定にて確實なる擔保を取り貸付くることなるも、我國にては之が重に銀行間の貸借に利用され、即ち一時餘裕の資金を有する銀行が之を要する他の銀行へ手形仲買人の媒介に依り一時融通する手段として此取引が行はる。而してコール取引に付貸方となりし銀行は之をコールローンと呼び、借方となりし銀行は之をコールマネーと稱す。故に前者が銀行の資産にして後者が負債たるや明かなり。貸付の形式は貸方銀行にて現金を拂渡す代りに通常自行宛小切手又は預金證書を振出交付し、借方銀行は之を交換所に持出して支拂を受け、次に借方銀行は借用證書の代りに預金證書又は通知預金證書を發行交付し、貸方銀行は其取立をなし得る時迄之を保有す。

コールローンの期限には種々ありて土地に依り多少異なるも、東京の銀行間に

は次の如き期限が行はる。

- (一) 翌日物 翌日回収又は返済し得るもの
- (二) 無條件物 當事者双方共前日に通知して其翌日に回収又は返済し得るもの
- (三) 普通物 一週間据置きたる上双方共前日に通知して其翌日回収又は返済し得るもの
- (四) 月越物 翌月に入り双方共前日に通知し其翌日回収又は返済し得るもの

利息は返済の際受拂し其割合は變動して一定せざるも、翌日物は當座の利息迄降ることあり。擔保物は確實なる有價證券を取るを原則とするも、相手方の信用に依ては無擔保たることもあり。仕譯法は貸付けたる時此勘定借方に、回収したる時貸方に現はるゝものとす。

(四) 割引手形勘定

此勘定は銀行が割引に依り取得せる手形権利を處理するものにして、商業簿記に於ける受取手形勘定に同じ。而して此勘定に依り處理さるゝは重に商業手形即ち割引依頼者が商品賣上代金に對し買主より受入れたる手形を割引せるものにして、此種の手形は割引依頼者の信用に依り擔保を徵せざるを原則となすも、依

頼者の信用に比較して手形金額の大なるか或は其期限の長き場合には、相當の擔保を徵するを普通とす。多數の銀行にては各得意先につき平素信用程度に應じ此種手形の割引限度を定め置き、其割引額が此限度を超過せし時は根抵當的の擔保を徵收する方法を採り居れり。

○ 割引手形と手形貸付との相違は大體に於て商業手形の割引と融通手形の割引との相違にあるも、必ずしも否らずして大藏省當局者は兩者區別の標準を次の如く説明せり。即ち既に前より作られ居る手形其他の證券を割引すれば總て割引手形として處理するも、銀行と顧客との間に貸金の契約が成立し、其金を貸す手段として作成したる手形を割引せし時は手形貸付として處理するものとす。

割引手形は其支拂地が銀行の營業地たると又他の土地たるとに依て當所割引及他所割引の二種に區別され、他所割引手形は支拂地の支店又は他店に送付して取立をなさしむるものとす。從て他所割引は當所割引に比し其割引歩合二三厘高きを常とす。而して手形割引は割引依頼者の信用に重きを措くが故、銀行は平素信用程度の明かに知れ居る者、即ち専ら當座取引先を相手として割引を行ふな

り。従て割引手取金は之を現金にて拂渡すことなく、一旦は必ず依頼者の當座勘定に振込むものとす。

(1) 得意先甲某の依頼に應じ同人宛乙某振出約束手形金壹萬圓の割引をなし手取金は同人當座勘定に振替ゆ、此割引料金百圓也

(借) 割引手形	一〇、〇〇〇	(貸)	割引料	一〇〇
			當座預金	九、九〇〇

(2) 前記割引手形満期取立をなす

(借) 現金	一〇、〇〇〇	(貸)	割引手形	一〇、〇〇〇
--------	--------	-----	------	--------

(五) 荷付爲替手形勘定

此勘定は銀行が荷爲替の取組に依り割引せる手形を處理するものにして、此手形たるや商人が他の土地へ積送する貨物を擔保とし荷受人に振宛てたる爲替手形なり。故に其性質は他所擔保付割引手形に外ならざるも、此場合には其擔保が運送中の貨物にして之に對し特別の注意を要し、又手形代金の取立に就ても貨物の延着に因り其支拂を猶豫する等のことありて、普通の割引手形との取扱を異

にするが故特に本勘定を設け處理するものとす。而して銀行は割引せる手形を附屬書類と共に支拂地の支店又は他店に送付し其取立をなさしむるが故、手形の期日に至り他店又は支店にて荷受人より取立をなしたる時には之が他支店との間に貸借關係を惹起すなり。

(1) 甲某の依頼に應じ大阪へ荷爲替を取組み手取金は同人當座勘定に振替ゆ貨物肥料手形金額五千圓、割引料金六拾圓也

(借) 荷付爲替手形	五、〇〇〇	(貸)	割引料	六〇
			當座預金	四、九四〇

(2) 大阪支店より前記荷爲替手形期日取立済の旨通知あり

(借) 大阪支店	五、〇〇〇	(貸)	荷付爲替手形	五、〇〇〇
----------	-------	-----	--------	-------

(六) 當座預金貸越勘定

銀行は當座預け主が其預金高を超過して振出す小切手の支拂をなすことなし然れども豫め約定により一定期間金額を限り預金殘高以上自由に小切手の振出を許すことあり。此契約を銀行にては當座貸越と稱し、之に關しては最初契約を

締結する際預け主をして根抵當を差入れしむるものとす。從て此契約ある得意先は其期間中約定金額に達する迄は預金殘高以上自由に小切手を振出して必要高丈借出すことを得ると共に、又何時にも當座勘定に預け入れをなすことに依り其一部又は全部の返金をなし得るなり。

(1) 得意先甲某振出小切手金四千圓を支拂ふ、但内壹千圓は當座貸越となる

(借)	當座預金	三、〇〇〇	(貸)	現金	四、〇〇〇
	當座預金貸越	一、〇〇〇			
(2) 甲某より當座勘定へ金參千圓の入金あり					
(借)	現金	三、〇〇〇	(貸)	當座預金貸越	一、〇〇〇
				當座預金	二、〇〇〇

(七) 買入外國爲替勘定

此勘定は銀行が外國にて支拂はるゝ爲替手形を買入れたる時此債權を處理するに設くるものにして之を支拂地の支店又は取引銀行に送付して取立をなさしめたる時は此勘定が外國支店又は外國他店勘定への振替となるなり。内地拂手

形の買入は割引の方法に依るも、外國拂手形は其金額が外國貨幣にて現はさるゝ關係上之を爲替相場に依り内地貨幣に換算して買入るゝが故之に就ては外國爲替相場問題が附帶して發生するものとす。然れども此勘定は外國爲替業務を取扱はざる銀行の簿記には必要なきものなり。

(八) 利付爲替手形勘定

利付爲替手形とは輸出商が自國貨にて外國輸入商宛に振出す手形にして之を利付手形と稱するは此種手形は満期日に額面金額の外其振出日以後の利息が支拂はるゝ故なり。倫敦其他より東洋諸國への輸出手形及本邦より支那南洋への輸出荷爲替手形には重に此利付手形が使用さる。銀行は最初之を額面金額にて買入れ支拂地の他支店に送付し期日取立の際額面金額の外振出日以後の利息をも回収するものとす。此勘定も亦外國爲替業務を取扱はざる銀行の簿記には不用なるものたり。

(九) 支拂承諾見返勘定

支拂承諾見返とは後に説明する支拂承諾なる義務の發生に對し、得意先に生ず

る銀行の見返権を現はすものにして、支拂承諾なる負債勘定と貸借平均を採るがため資産の部に設けらるゝ勘定たるが故其金額は兩者常に相一致す。換言せば負債の部に支拂承諾勘定の生ずる時には、必ず資産の部に此勘定を起し、同一金額を以て兩者を貸借双方に對立せしむるものにして、自然支拂承諾なる債務の消滅する時には、此勘定も亦同時に消滅するものとす。故に此勘定の設定及仕譯法に就ては支拂承諾勘定の項を参照すべし。

(十) 貸付有價證券勘定

此勘定は銀行が得意先又は同業者に對し法律上の消費貸借に當る關係にて所有する無記名式の公債證書及社債券を貸與したる場合に於て、所有證券の減少に對し發生する債權を處理するに設くるものにして、銀行は其貸與せる證券の額面金額と貸付期間とに應じ手数料を徴收するものとす。上述の如く此貸借は其性質が消費貸借にして借主が他口借受けたる原物を以て返還するを要せず、唯同一銘柄のものなれば他の番號の證券を以て返還するを得るなり。然れども實際に銀行が得意先へ有價證券を貸與する多數の場合は、大抵原物返還の約束にて行は

れ斯る貸付は簿記上の取引とならず、故に實際此勘定の設けらるゝ必要あるは專ら稀なりとす。仕譯法は貸與せし時當該證券の記帳價額にて此勘定の借方と公債證書又は社債券勘定の貸方とに記入し、返還を受けし時之と反對の記帳をなす。

(1) 得意先某甲へ甲號五分利付整理公債額面五千圓を貸渡す、期限六ヶ月貸渡料額面價額の百分の一、從來の記帳價額九拾四圓替

(借) 貸付有價證券 四、七〇〇 (貸) 諸公債證書 四、七〇〇

(2) 前記有價證券の返還を受く、貸渡手数料金貳拾五圓現金にて受取る

(借) 諸公債證書 四、七〇〇 (貸) 貸付有價證券 四、七〇〇
 現金 二五 手数料 二五

(十一) 大藏省證券勘定

大藏省證券には利付發行のものと割引發行のものとの二種ありて、前者は次に説明する公債證書勘定に準じ其仕譯記帳をなすも、後者は既に出來き居る證券を割引にて買入るゝ意味にて一種の手形割引たるが故、其記帳法は總て割引手形勘定に準ず。

(1) 日歩一錢五厘の割引にて三ヶ月後拂大藏省證券拾萬圓を買入る

(借)	大藏省證券	一〇〇,〇〇〇	(貸)	割引料	一三五〇
				現金	九八,六五〇

(2) 前記大藏省證券満期償還を受く

(借)	現金	一〇〇,〇〇〇	(貸)	大藏省證券	一〇〇,〇〇〇
-----	----	---------	-----	-------	---------

(十二) 諸公債證書勘定

有價證券中政府の發行に係る國債證券及自治體の發行に係る地方債券の兩者は利息の支拂一定し居り、市價の變動尠く且つ賣買最も容易なるが故、銀行が其資金の剩餘を放資するには最も適當なりとす。而して銀行簿記にて有價證券を賣却せし時の記帳は、商業簿記にて商品を賣却せし場合の記帳と異なり、之を賣價に依らず其原價に記帳し、賣却の都度賣買損益を算出し之を有價證券賣買損益勘定を以て處理す。是れ有價證券の原價は其補助簿につき直に見出し得るが故なり。

(1) 四分利付整理公債證書額面五萬圓を九拾參圓替にて買入る

(借)	諸公債證書	四六,五〇〇	(貸)	現金	四六,五〇〇
-----	-------	--------	-----	----	--------

(2) 前記公債證書額面壹萬圓を九拾六圓替にて賣却す

(借)	現金	九,六〇〇	(貸)	諸公債證書	九,三〇〇
				公債賣買損益	三〇〇

(十三) 社債券勘定

(十四) 株券勘定

社債券及株券は公債證書に比し市價の變動多く、殊に事業が多少投機性を帯ぶる會社の是等證券は其相場の變動極めて甚だしきが故、銀行が資金の剩餘を放資する目的物として不適當たるを免れず。從て是等證券を銀行が取得するは寧ろ特別の事情に因る場合多く、之を放資の目的にて買入るゝ時には成るべく確實なる第一流の株券社債券に限らざるべからず。而して右二勘定の仕譯記帳法は總て公債證書勘定に同じ。

(十五) 地金銀勘定

此勘定は地金銀の賣買を處理するものにして、之が記帳法は前記公債證書勘定

に同じ。地金を銀を賣買するは特殊銀行に限らるゝも、普通の銀行にても時には資金の放資上或は得意先の依頼にて之が賣買をなすことあり。

(十六) 營業用土地建物勘定

此勘定は銀行が營業用として所有する建物及其敷地を處理するものにして、此内建物に對しては毎決算期に其壽命年數に應じ相當の減價銷却を行ふを要す。而して右銷却額は損益勘定又は建物價額銷却勘定にて處理し、他方に此金額丈建物勘定に對し直接に減價をなし行くか、或は建物勘定は最初の取得價額にて殘し置き、別に建物減價銷却準備金勘定を起し之に依て建物勘定より差引くべき減價額を處理するものとす。

(1) 營業用地所付建物買入れ此代金五萬圓現金にて支拂ふ

(借) 營業用土地建物 五〇,〇〇〇 (貸) 現金 五〇,〇〇〇

(2) 期末決算に際し前記建物に金壹千圓の減價銷却を行ふ

(借) 損益 一,〇〇〇 (貸) 營業用土地建物 一,〇〇〇
又、建物價額銷却 建物減價銷却準備金

(十七) 營業用什器勘定

銀行が營業用のため所有する金庫電話機、椅子其他の備品を總括處理する勘定にして、毎決算期には建物同様相當の減價銷却をなすか、或は實査の上再評價をなし、評價額と原價との差額を什器價額銷却勘定にて處理すること前勘定に同じ。

(十八) 所有動産不動産勘定

此勘定は銀行が營業用以外に所有する土地建物其他物品を總括處理するものにして、例へば貸金の擔保に採れる地所建物が抵當流となり又動産が質流となりたるが如し。故に銀行條例施行細則改正前に多數の銀行にて設けたる質抵當流物件勘定に相當す。

(十九) 預け金勘定

小銀行は普通或大銀行に當座勘定を開き、所謂親銀行子銀行の關係を結びて種々の恩典便益を享くるものなり。即ち資金の剩餘多き時は勿論、平素預金準備を自ら死藏する代りに其一部を親銀行に預け入れて利息を儲け、又資金缺乏の場合には手形の再割引或は借入金等に依て融通を受け、其他親銀行を通じ交換所に他

行宛手形を提出して代理交換を託し得るが如し。又大銀行にても手形交換所の組合に加盟せる時は、交換尻決済の爲め日本銀行に當座預金をなすを要し、預け金勘定は斯る同業者への預金を處理するものなり。仕譯法は預け入れたる時此勘定の借方に、小切手を振出したる時貸方に記入す。

(二十) 現金勘定

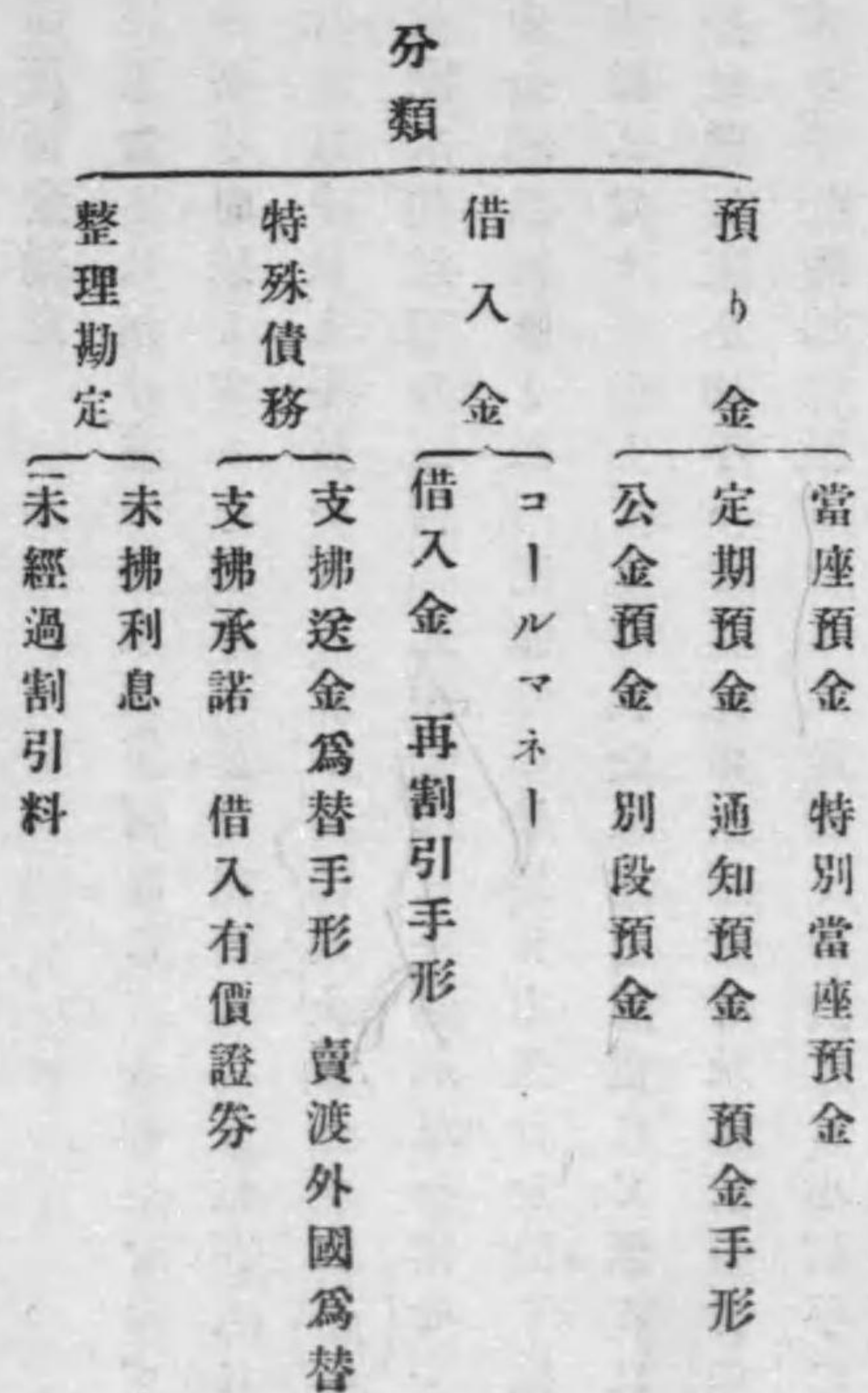
金銀勘定とも稱し日々出納する通貨及通貨と同一視し得べき顧客より受入れの他店宛當座小切手、預金手形、送金手形及其他の満期手形、官廳支拂命令、公債社債の利札、配當金領收書、郵便爲替券、振替貯金拂出證券を處理する勘定なり。

(廿一) 創業費勘定

創業費とは銀行を創設するに要したる諸費用例へば創立事務所の經費、株式募集費、裁判所の費用及株券調製費等を總括するものにして、株式組織の大銀行にて之が募集設立に依る場合には其金額相當巨額に上ることあり。此種の費用は開業後の營業費と區別するため此勘定を設けて記帳し、之が處理法は是等の支出に依て銀行なる經營主體が生ずるの理由に於て永久に資産として取扱ふべき議論

もあるも、普通には一時之を資産として處理し置き、其金額が小なれば第一期の純益金を以て銷却し、若し其金額が大なれば數期に亘り各年度の純益金を以て濟し崩し的に銷却するものとす。

第二節 負債勘定



(一) 當座預金勘定

當座預金とは預け主の要求次第何時にても拂戻をなす預金にして、其引出には必ず小切手を以てするを要す。預け主の大部分は商人にして其出納極めて頻繁に銀行業務中最も手數かゝり、且つ其性質上絶へず支拂準備を要し其運用不便なるが故、歐米先進國の銀行は此預金には一切利息を附せず。然れども本邦にては一般の金利猶高きと銀行間競争の結果、日本銀行を除く他の銀行は此預金にも利息を支拂ふなり。而して當座預金は之を通貨にて預るは極めて一小部分にして大部分は他行宛小切手々形其他の信用證券及割引貸付の手取金を預りたるものより成る。仕譯法は預りたる時此勘定の貸方に、小切手に對し拂戻をなしたる時借方に記入し貸借差額は貸方に生じて預金残存高を現はすなり。尙、他の預金勘定に係る仕譯法も亦之に準す。

(二) 特別當座預金勘定

別名小口當座預金と稱し、普通の當座預金の如く銀行は預け主の請求次第其拂戻をなすものなり。其當座預金と異なる點は預金額の小口なると、預入引出共に

通帳を用ひて小切手を使用せざると、又其性質が一種の貯蓄預金なるとにあり。

(三) 定期預金勘定

此預金は其支拂期日の確定せるものにして、約定期限中銀行は安心して預金の全部を運用し支拂準備を要せざるなり。預け主は専ら貯蓄の目的にて預け入るゝものにして、銀行は最初預りし時定期預金證書を交付し置き、期日に至り之と引換に拂戻をなす。期限は通常三箇月、六箇月及一箇年の三つに分れ居り、利息は諸預り金中最も高し。若し期限到着前中途にて拂戻をなす時には、預り日數に對し特別當座預金の利率にて計算せる利息を支拂ふを普通とす。

(四) 通知預金勘定

通知預金とは名前の如く預け主が此預金を引出す時には預め若干日前に其旨を銀行に通知する約束にて預るものにして、豫告期限は自由に契約し得るも、通常は三日五日乃至七日なりとす。而して此預金は最初預る時通知預金證書を渡し置き之と引換に拂戻をなし、利息は當座預金と定期預金との中間にあり。

(五) 預金手形勘定

舊名を振出手形と稱し預り金に對し銀行が發行する預金證書にして、名宛人又は持參人へ要求次第該證書と引換に記載金額の支拂をなすことを約するものなり。之が用途は(一)小切手を利用し得ざるものが他人へ支拂をなす時其現金を銀行に預入れて此證書を利用する事(二)銀行がコール取引に付其貸借證書として之を利用する事(三)保證金又は擔保金の納入に當り之を現金に代用する事等にあり。

六) 公金預金勘定

銀行が府縣郡及市町村等自治體の爲め其公金を預りたる時には、之を普通の預金と區別し此勘定に依り處理するものとす。

七) 別段預金勘定

別段預金とは前記各種預金の何れにも編入する能はざる種々雜多の預り金を總括處理するものにして、例へば當座取引なき者の委託に依て手形代金の取立をなし、或は公債社債の利息株式の配當金等の取立をなし、其他有價證券の受託賣却をなし、是等金額の未だ委託者に支拂はざるもの、又は諸株式會社の株式及社債の募集若くは拂込事務即ち所謂信託事務を取扱ひて受入れたる證據金若くは拂込

金の如きを處理するが如し。此他役員身元保證金、貸付内入金等の如きをも亦此勘定にて處理する場合多し。斯くて此預金は他の預金の如く單一ならず、從て利息の如きも或者には之を付し、或者には之を付せず。

八) コールマネー勘定

銀行は一時資金に不足を告げたる時之を他行より借入れ補充するものにして、其手段はコール取引に依るか、或は所有手形の再割引に依るか、或は又有價證券擔保の借入金をなすか、或は當座借越に依るものとす。

コールマネーはコールローンの反對にして、即ち銀行が他よりコールの借入をなしたる時此債務を處理する勘定なり。借入の形式が相手方に對し預金手形又は通知預金證書を發行するにあるが故、此形式より見て從來之を預金手形勘定若くは通知預金勘定に依り預り金の如く取扱ひたるも、實質が一種の借入金たるにより改正銀行條例施行細則にては之を本勘定を起し處理することとせり。仕譯法は他行よりコール借をなしたる時此勘定の貸方に記入し、之が返済をなしたる時借方に記入す。

(九) 借入金勘定

此勘定は銀行が所有々價證券を擔保となし手形又は借用證書を差入れ、他行より資金を借入れたる場合に其債務を處理するものなり。子銀行は親銀行に其所有する有價證券の全部又は一部を平素保護預けとなすことありて、斯る場合には右保護預けとなしある證券の一部を擔保に切換へ資金を借入るゝを普通とす。尙他の銀行に當座勘定を開き居る場合に於て、借越となりし際此債務をも亦本勘定にて處理するを普通とす。例へば手形交換所に加盟せる銀行が日本銀行に當座勘定を有し、交換尻決済上借越となりし時之を此勘定にて處理するが如し。

(十) 再割引手形勘定

此勘定は手形の再割引をなせし時之が不渡の場合に發生する償還債務を仕譯記帳するに設くるものなり。手形の再割引とは銀行が得意先のため割引せる手形を更に他の銀行へ裏書讓渡すことにして、所謂子銀行が親銀行より又大銀行が日本銀行より資金の融通を受くる一手段たり。而して再割引をなせし場合の仕譯記帳法には次の二法ありて、その再割引手形勘定が設定せらるゝは第二法の場

合たり。

第一法 手形の再割引は其權利を裏書讓渡すものなるが故、此意味に於て第一

法は再割引に付せる手形權利の消滅を仕譯記帳し、裏書償還義務は一切之を仕譯面に現はさざるものなり。

第二法 此仕譯法にては手形權利を現はす割引手形勘定は其満期日到来する迄記帳上其儘に残し置き、別に再割引手形勘定を起し之に依て其手形が萬一不渡となりし時負擔すべき償還義務を現はし、受入金額は此債務に對する入金と看做す。而して期日に至り手形が支拂人に依て支拂はれたる時此勘定と割引手形勘定とを相殺して兩勘定を消滅せしむるなり。銀行は其營業が信用を基礎とする關係上手形を再割引せし時の仕譯は、右第二法に依り償還義務を記帳するを普通とす。

取引仕譯例

(1) 得意先甲某のため金貳萬圓の手形割引をなし手取金は同人當座勘定に振替ゆ、此割引料百六拾圓也

(借) 割引手形

二〇、〇〇〇

(貸)

割引料

一六〇

當座預金

一九、八四〇

(2) 前記割引手形を親銀行にて再割引に附し手取金は同行預け金に振替ゆ、此割引料金百圓也

第一法仕譯

(借) 割引料

一〇〇

(貸)

割引手形

二〇、〇〇〇

第二法仕譯

(借) 割引料

一〇〇

(貸)

再割引手形

二〇、〇〇〇

(3) 前記手形期日取立済の旨親銀行より通知を受く

第一法仕譯なし

第二法仕譯

(借) 再割引手形

二〇、〇〇〇

(貸)

割引手形

二〇、〇〇〇

(十一) 支拂送金爲替手形勘定

此勘定は支店又は他店より送金爲替取組の通知に接したる時設くるものなり。送金爲替の取組とは、銀行が甲地より乙地に送金をなす者の依頼に應じ、受取る金額に對して乙地拂の爲替手形を振出し、依頼者は此手形を乙地に送付し、乙地の受取人は之を其地の振宛銀行に持參して手形金額を受取ることなり。此手形を甲地銀行にては送金爲替手形と云ひ、乙地銀行にては支拂送金爲替手形と云ふ。

今支店又は他店より送金爲替取組の通知を受けたる時、之が記帳法には二法ありて第一法は右取組の通知を以て一個の取引生じたるものと看做し、恰も商業簿記にて他人の振出せる爲替手形を引受けたる時の如く、一方に其爲替金額大取組店に貸を生じ、他方に其取組店の振出せる送金爲替手形の支拂義務發生せるものとして、此債務を支拂送金爲替手形勘定を起して處理し置き、該手形の取付を受けたる時此勘定より支拂ひたるものとして記帳するにあり。即ち次の如し

(1) 大阪支店より金額貳千圓の送金爲替取組の通知到着す

(借) 大阪支店

二〇、〇〇〇

(貸)

支拂送金爲替手形

二〇、〇〇〇

(2) 前記送金爲替貳千圓を受取人へ支拂ふ

(借) 支拂送金爲替手形 二,〇〇〇 (貸) 現金 二,〇〇〇

第二法は支拂送金爲替手形勘定を起さざる記帳法にして、他支店より爲替取組の通知ありし時には仕譯記帳をなさず置き、受取人へ右金額の支拂をなしたる時初めて支拂金額を他支店への貸金として仕譯記帳するものなり。即ち前記取引例に於て(1)の場合には仕譯なく(2)の場合に次の仕譯記帳が行はる。

(借) 大阪支店 二,〇〇〇 (貸) 現金 二,〇〇〇

實地の記帳は一般に各銀行共第二法を採用す。是れ多くの取引銀行を有し日々多數の爲替取組を受くる時、第一法に依れば前後二つの仕譯記帳を要して手數なるのみならず、尙事實に於て斯る記帳の不可能たることあり。そは他支店より爲替取組の通知を受くるは金額の大なる場合にして、小口送金に就ては互に先方へ一々其通知を發せざるが故なり。

然れども此勘定は決算期に於て本支店の貸借對照表を合併するに當り、本店勘定の金額と支店勘定の金額とが一致せざる時、其喰違を訂正するため設けらるゝ

ことありて、其詳細は後章本支店計算合併の項にて説明すべし。

(十二) 賣渡外國爲替勘定

賣渡外國爲替は買入外國爲替の反對にして、銀行が外國へ送金せんとするもの依頼に應じ、其目的地にて支拂ふべき爲替手形を振出し賣却したる時、之が支拂地の支店又は他店にて支拂はるゝ迄の間此債務を處理するに設けらるゝものにして、自然該手形が支拂地の他支店にて支拂はれたる時には此勘定が他支店勘定への振替となるなり。内國爲替の場合には最初より之を支拂地の他支店に對する債務として處理するが故、斯る勘定設定の必要之れなきなり。而して一方に買入れたる外國爲替の買入邦貨價額と之が賣渡邦貨價額との差額は外國爲替賣買損益を現はすなり。

(十三) 支拂承諾勘定

支拂承諾とは銀行が一定の手數料又は保證料を受けて、得意先のため其振出手形の引受をなし、或は輸入貿易商のため商業信用狀を發行し、或は得意先の支拂ふべき手形債務の保證をなし、或は得意先たる會社の發行する社債の元金償還及利

息支拂の保證をなす等主として銀行が得意先へ信用を貸與する業務にして、我國にて普通銀行が取扱ふ此業務は得意先の債務保證が最も重なるものなり。

支拂承諾勘定は銀行が前記の如き債務の保證をなすことに依り、手形又は證券の所持人に對し生ずる義務を處理する勘定にして、此義務の發生に對しては同時に依頼者に對し見返權利を發生し、此權利を處理するものは既に説明せる仕拂承諾見返勘定たり。斯くて兩勘定は常に同時に同一金額を以て對立的に發生し、一方のみが孤立存在するを許さず、從て仕拂承諾に係る義務が消滅する時には、仕拂承諾見返なる權利も亦同時に消滅す。

銀行は得意先の信用に依り無擔保にて支拂承諾の依頼に應ずることあるも、多數の場合は之に對し相當擔保を徵するものとす。然れども支拂承諾見返勘定は斯る見返擔保の有無に拘はらず、支拂承諾勘定との貸借平均上設けらるゝものなるが故、依頼者より擔保金を受入れたる時には之は支拂承諾の消滅する時まで一時別段預金の如き中間勘定を以て處理するものとす。

(1) 得意先某甲のため某銀行に對し同人支拂の荷付爲替手形金參千圓の支拂保

證をなす

(借) 支拂承諾見返 三,〇〇〇 (貸) 支拂承諾 三,〇〇〇

(2) 某甲より前記荷爲替手形仕拂濟の通知あり、右保證料金拾圓現金にて受取る

(借) 支拂承諾 三,〇〇〇 (貸) 支拂承諾見返 三,〇〇〇
現金 一〇 手数料 一〇

(3) 乙某より現金五千圓を預り信用狀を發行す

(借) 支拂承諾見返 五,〇〇〇 (貸) 支拂承諾 五,〇〇〇
現金 五,〇〇〇 別段預金 五,〇〇〇

(4) 前記信用狀に基く振出手形の支拂をなす

(借) 支拂承諾 五,〇〇〇 (貸) 支拂承諾見返 五,〇〇〇
別段預金 五,〇〇〇 現金 五,〇〇〇

(十四) 借入有價證券勘定

此勘定は貸付有價證券の反對にして、銀行が他より有價證券の借入をなしたる時設くるものなり。前に貸付有價證券の場合に説明せし如く、此貸借は他日同一

銘柄の證券にて返還せば足る一種の消費貸借にして、自然借入れたる證券は銀行の所有に歸したるものとして取扱ひ、之が返済義務を此勘定にて處理するなり。而して返還の時には其期間と額面金額とに應ずる借受手数料を支拂ふものとす。

(十五) 未拂利息勘定

未拂利息とは定期預金及借入金に係る利息中其支拂期既に到來し而かも未だ其支拂を了し居らざるものゝことにして、各期間の損益計算を正確に行ふため期末決算の際之を當期の損益勘定に計上すると共に他方に之を負債として未拂利息なる整理勘定を設け處理す。詳細は半期決算の項にて説明すべし。

(十六) 未經過割引料勘定

未經過割引料とは満期日が次期に到來する割引手形及手形貸付につき前收せる割引料の内次期に屬する部分のことにして、各期間の損益計算を正確公平に行ふ爲めには期末決算の際此金額丈收入割引料なる収益勘定を未經過割引料なる負債勘定に振替へ以て損益計算の整理をなすを要す。詳細は未拂利息勘定と共に半期決算の項にて説明すべし。

第三節 資本主勘定

資本主勘定とは銀行が出資者に對する關係を處理する諸勘定の總稱にして、資本金勘定、積立金勘定、配當金勘定、前半期繰越金勘定等之に屬す。是等諸勘定の合計額は會計士銀行の正味財産を構成するものにして、何れも貸借對照表には貸方に現はれ負債に準ずるものなり。唯、株式組織の銀行にして未拂込株金の存する場合には之れ出資者に對する銀行の資産なり。

(一) 資本金勘定

株金勘定 拂込未済株金勘定

資本金とは銀行所有主の出資金を現はすものにして、銀行設立の場合に於ける其正味財産なり。銀行の運用資金は主として預金に依るが故、資本金は寧ろ銀行の信用を作り之を維持するに使用せられ、即ち主として營業用土地建物及有價證券等に放資さるゝものとす。然れども資本金の大小は銀行營業基礎の強弱に關係あるが故、經濟界の發展に伴ひ銀行の資本金も亦漸次巨額となるに至れり。

個人經營又は合名合資會社組織の銀行なれば行主の出資金は資本金勘定に依り處理せらるゝも、若し株式會社組織の銀行なれば資本金勘定の代りに株金勘定を以てするものとす。而かも現今の銀行は其大多數が株式會社組織にして株主は一度に其全額の拂込をなすことなく、最初は低其四分の一を拂込み爾後營業の進展に伴ひ漸次其拂込をなすを常とす。而して此未拂込分は重役會の決議にて何時にても株主に拂込ましめ得る銀行の權利なるが故、之を拂込未済株金勘定を以て現はし、最初設立の際株金總額を株金勘定の貸方に記入すると共に、其未拂込分は拂込未済株金勘定の借方に記入し置き、其後拂込をなさしむる都度此勘定の入金として記帳す。故に貸借對照表に於て株金勘定は貸方負債の部に現はるゝに對し、拂込未済株金勘定は借方資産の部に現はるゝものとす。

(1) 資本總額貳百萬圓の株式會社銀行を設立し、其四分の一の拂込をなさしめ營業を開始す。

(借)	現金	五〇〇,〇〇〇	(貸)	株金	二,〇〇〇,〇〇〇
	拂込未済株金	一,五〇〇,〇〇〇			

(2) 株金第二回の拂込をなさしめ現金五拾萬圓を受入る

(借)	現金	五〇〇,〇〇〇	(貸)	拂込未済株金	五〇〇,〇〇〇
-----	----	---------	-----	--------	---------

(二) 積立金勘定

積立金とは營業利益金の一部を出資者に配當せず營業に留保せるものにして、銀行の如く經濟界の變動により其影響を蒙ること速かに又其基礎が世間の信用に樹立さるゝ營業に於ては之を設くること極めて必要なり。而して積立金は性質上之を區別して法定積立金及別途積立金の二種となす。

(甲) 法定積立金勘定 法律の規定に據り積立つるものにして、我商法第九十四條に株式會社は其資本の四分の一に達する迄は利益の配當をなす毎に準備金として其利益の二十分の一以上を積立つるを要すとあり、是れ即ち法定積立金にして其目的は將來營業より缺損を生じたる時之を以て填補するにあり。從て此積立金は株式組織の銀行に限らるゝものなり。

(乙) 別途積立金勘定 銀行が法律の規定に據らず定款又は總會の決議により任意に積立つるものにして、其目的は將來生ずる不測の損失に備ふるため、或は資本

を大となし以て其信用を増加するため、或は將來の配當を平均ならしむる爲め等にあり。而して是等の目的に對する積立を別途積立金なる一勘定に總括することあるも、時としては各目的に依り所有物時價低落積立金、配當平均積立金、新築積立金等の數勘定に分つこともあり。

(三) 配當金勘定

此勘定は毎期の純利益金より諸積立金を控除したる上株主に配當すべく處分されたる割賦金を處理するものなり。而して前期利益の配當金にして当期の終り迄に支拂はれざるものは当期利益の配當金と區別するため期末に至り之を未拂配當金勘定に振替ゆるものとす。

(四) 役員賞與金勘定

此勘定は純利益金の内行員へ勤務の賞として分與する金額を處理するものなり。然れども一般行員への賞與は每期決算前に重役の見込にて給與し、之は手當金又は給料勘定にて處理し、純利益金を處分して賞與金勘定に依り處理するものは重役への賞與金に限らるゝ場合多し。

(五) 前期繰越金勘定 (前期損益勘定)

前期繰越金とは前期利益金を處分して積立金、配當金、賞與金等を控除したる殘額の當期に繰越されたるものにして、期末には当期の純利益金と合し處分せらるゝなり。凡そ期末決算の結果損益勘定の現はす純利益金は前期損益勘定に振替へられ、此勘定の下に一先次期に繰越され、重役會及株主總會の決議を経て其處分法確定したる時、前期損益勘定が是等の處分勘定に振替へらるゝものとす。此際當期への繰越額は之を前期繰越金勘定に振替ゆる方法と、此振替をなさず之を前期損益勘定に残し置き、同勘定の貸借差額をして繰越金を現はさしむる方法とありて、後法を便利とす。

第四節 損益勘定

損益勘定とは銀行營業より生ずる損費又は利益を處理する諸勘定の總稱にして、期末には是等各勘定の殘高が損益なる一個の綜合勘定に集められ、こゝに總益金と總損金とが對比され、兩者の差額に依て營業純損益金が現はさるゝこと商業

簿記の場合に同じ。而して銀行簿記に於ける損益勘定の分類は次の如し。

利息	割引料	手数料
有價證券收益	有價證券賣買損益	有價證券償還損益
損益勘定	地金銀賣買損益	外國爲替賣買損益
	滞貸金銷却	有價證券價額銷却
	税金	給料
	旅費	營繕費
	雜費	雜損益
	建物什器價額銷却	

(一) 利息勘定

此勘定は證書貸付、コールローン、當座貸越、預け金、爲替貸等に對し受取る利息と、反對に諸預り金、コールマネー、借入金、爲替借等に對し支拂ふ利息とを總括處理するものにして、前者は利益として貸方に、後者は損費として借方に記入す。實地には之を受取る利息と仕拂利息との兩勘定に分ち處理する場合多し。

(二) 割引料勘定

此勘定も亦手形貸付、割引手形、荷付爲替手形等に對し受取る場合と、反對に再割引に對し支拂ふ場合とありて、前者は貸方に、後者は借方に記入す。

(三) 手数料勘定

銀行が收入する手数料には種々ありて、今其重なるものを列舉せば(一)送金爲替取組の際受くる手数料(二)他所代金取立に係る取立手数料(三)他所割引及荷爲替取組の際受くる手数料(四)仕拂承諾をなせし際受くる引受又は保證手数料(五)貸付有價證券に對し受くる手数料(六)保護預りに對し受くる保管手数料(七)信託業務に付受くる手数料(八)株式名義書替の際徴收する書替手数料等なり。而して此勘定も亦以上の如く之を受入るゝ場合と、反對に銀行が借入有價證券に對し又は他行への保護預けに對し之を仕拂ふ場合とあり。

(四) 有價證券收益勘定

銀行が所有する各種の公債證書及社債券より生ずる利息及株式より收得する配當金を總括處理するものにして、銀行は有價證券を巨額に有する關係上此種の収益決して尠からず。自然此勘定を有價證券利息勘定及株式配當金勘定の二つに分割することもあり。

(五) 有價證券賣買損益勘定

銀行簿記にては曩に公債證書勘定の項にて説明せし如く、各種の有價證券を賣却せし時には其都度賣價を其原價又は記帳價額と比較して賣買損益を算出し、之を此勘定に依り處理するものとす。故に賣買利益の時には此勘定貸方に現はれ、賣買損失の時には借方に現はるゝなり。

(六) 地金銀賣買損益勘定

地金銀の賣買損益を處理する勘定にして、性質仕譯法總て前勘定に準ず。

(七) 外國爲替賣買損益勘定

曩に賣渡外國爲替勘定の項にて説明せし如く、外國爲替に就ては其買入相場と賣渡相場とが異なる時其差額は賣買損益を現はすものにして、之が算出法は賣渡の都度又は毎月末或は毎期末に買入の邦貨換算價額と之が賣渡邦貨換算價額とを比較して見出すものとす。

(八) 有價證券償還損益勘定

所有公債證書又は社債券が満期到來若くは抽籤に的り其額面金額の償還を受けたる場合に、之が買入原價若くは記帳價額との差額を處理する勘定たり。

(九) 滯貸金銷却勘定

所謂貸倒金勘定のことにして、銀行貸出金中久しく滯り居り回收の見込なしと認めらるゝものが、決算期に貸倒損失として其債權價額を銷却することに依り生ずる損失を處理する勘定たり。

(十) 有價證券價額銷却勘定 (財産評價損勘定)

有價證券には時價に變動あるが故決算期には評價を新にするを要し、其際時價が原價より低く而かも直に原價に復する見込なき時には、之を低き時價に引下げ之に依て生ずる證券價額の銷却を本勘定を以て處理するものとす。

(十一) 建物價額銷却勘定 什器價額銷却勘定 (財産評價損勘定)

前者は營業用建物に對し期末決算の際其期間の減價を償却したる時右償却費を處理する勘定にして、後者は什器に對し期末再評價をなし生ずる同價額の銷却を處理する勘定たり。

(十二) 税金勘定

此勘定は營業稅、所得稅、地租、家屋稅其他の國稅、地方稅、公課を處理するものなり。

(十三) 給料勘定

此勘定は重役、支配人以下行員全部に仕拂ふ給料を處理するものなり。

(十四) 旅費勘定

此勘定は重役及行員の出張及轉任に付支給する旅費を處理するものなり。

(十五) 營繕費勘定

此勘定は建物及什器に係る修繕費、模様替費等を處理するものなり。

(十六) 雜費勘定

此勘定は營業用帳簿、文房具代、印刷費、廣告料、切手、端書及收入印紙代、瓦斯電燈費、新聞雜誌代、其他小口の費用を總括處理するものなり。

(十七) 雜損益勘定

此勘定は一々科目を設くるに足らざる、而かも他の勘定に編入するの穩當ならざる小額の損失又は利益を總括處理するものにして、例へば小額の違算仕拂、賤造、貨受入等の損失及不用品の賣却、收入、電信料等の利益を處理するが如し。從て屢々此勘定を雜損勘定及雜益勘定の二つに分割することあり。

復習問題

- (1) 銀行資産勘定の分類を擧げよ
- (2) 銀行負債勘定の分類を擧げよ
- (3) 證書貸付と手形貸付との差異如何
- (4) コールローンとコールマネーとの差異如何
- (5) 割引手形と手形貸付との差異如何
- (6) 當所割引手形と他所割引手形との區別如何
- (7) 左記取引を仕譯すべし
 - (一) 甲某の依頼に應じ有價證券を擔保として同人振出爲替手形金五千圓の割引貸をなし、此利息金八拾圓差引き手取金現金にて支拂ふ
 - (二) 乙銀行へ現金貳拾萬圓をコールにて貸付く
 - (三) 得意先丙某の依頼に應じ商業手形金參千圓の割引をなし、此割引料金參拾五圓差引き手取金は同人當座勘定に振替ゆ

5000
 { Call loans
 Call money
 call loan
 call money }

- (8) 荷付爲替手形とは何ぞや
- (9) 貸付有價證券及借入有價證券とは各々如何なる場合に設くる科目たりや
- (10) 買入外國爲替及賣渡外國爲替とは如何なる性質の科目たりや
- (11) 仕拂承諾及仕拂承諾見返とは如何なる場合に設くる科目なりや
- (12) 利付爲替手形とは何ぞや
- (13) 所有不動産不動産とは如何なる性質の科目たりや
- (14) 銀行は如何なる目的にて如何なる種類の有價證券に放資するや
- (15) 公金預金とは何ぞや
- (16) 當座預金と特別當座預金との異同如何
- (17) 預金手形とは何ぞ此預金の用途如何
- (18) 別段預金勘定に依て處理せらるゝ預金例二三を擧げよ
- (19) 銀行が同業者より資金を借入るゝ手段如何
- (20) 創業費とは何ぞや之が處理法如何
- (21) 銀行資本主勘定の分類を擧げよ

(22) 左記取引の仕譯を問ふ

- (一) 六ヶ月後拂大藏省證券金貳萬圓の割引買をなす此割引料金七百圓也
- (二) 前記大藏省證券満期償還を受く
- (三) 甲銀行より現金參拾萬圓をコールにて借入る
- (四) 乙銀行より有價證券を擔保として金五萬圓借入れ此利息參百圓差引き手取金は同行當座勘定に振込む
- (五) 得意先乙某の爲め同人仕拂第一銀行受取荷付爲替手形金七千圓に對し仕拂保證をなす
- (六) 前記荷付爲替手形満期仕拂濟の通知に接す保證料金貳拾圓現金にて受取る
- (七) 得意先丙某へぬ號四分利付整理公債證券額面壹萬圓を貸付く此記帳價額九千圓也
- (八) 前記貸付有價證券の返還を受く貸渡手数料金拾圓現金にて受取る
- (九) 不動産擔保の證書貸付金壹萬圓久しく滞り居り回收の見込なきものと認め擔保物を時價八千圓にて引取り殘額を貸倒損失とす

- (23) 左記取引を處理するに當り支拂送金爲替手形勘定を設くる場合と同勘定を設けざる場合と其仕譯記帳法に如何なる相違ありや。尙實地には何れの方法を採用するや
- (一) 名古屋支店より送金爲替金壹千圓取組の通知あり
- (二) 前記送金爲替金壹千圓を受取人へ支拂ふ
- (24) 手形の再割引とは何ぞや、左記取引を記帳するに當り再割引手形勘定を設くる場合と同勘定を設けざる場合と其仕譯處理法に如何なる相違ありや
- (一) 所有割引手形金參萬圓を日本銀行にて再割引し此割引料百圓差引き手取金同行預け金に振替ゆ
- (二) 前記手形満期取立濟の旨日本銀行より通知あり
- (25) 法定積立金と別途積立金との差異如何
- (26) 銀行損益勘定の分類を擧げよ
- (27) 左記取引の仕譯を問ふ
- (一) 所有公債證書額面五千圓的籤償還を受く此買入原價四千八百圓也

- (二) 大阪市築港公債證書額面壹萬圓を九拾八圓替にて賣却、此原價九拾六圓替
- (三) 公債利息金貳千圓の利札を以て日本銀行へ預け入る
- (四) 不用品の賣却をなし此代金五圓現金にて受取る
- (五) 期末決算に際し營業用建物に金五百圓及營業用什器に金百圓の減價償却を行ふ
- (六) 所有株券時價低落に付之が記帳價額に對し金貳百圓の銷却をなす
- (28) 左記取引の仕譯を問ふ
- (一) 資本金五百萬圓の株式銀行を設立し四分の一の拂込をなし營業を開始す
- (二) 株式第二回の拂込をなさしめ現金五拾萬圓を受入る
- (三) 前期利益金四萬貳千六百五拾圓也を次の通り處分す
- 一、法定準備金參千圓也 一、別途積立金五千圓也 一、株主配當金參萬圓也
- 一、役員賞與金貳千圓也 一、殘額は次期へ繰越
- (四) 株主配當金貳萬八千圓及役員賞與金貳千圓現金にて拂渡す

第三章 手形交換

(一) 手形交換の意義

手形交換とは同一市内又は同一地方に於ける多数の銀行が日々受入るゝ他行宛小切手々形を相互に一々取立つる代りに、毎日一定の場所へ一定時間に集まり是等切手々形を交換して相互の貸借關係を相殺し、以て債權債務を一々貨幣にて受拂するの手續、不便、危険、費用を除去するの制度たり。而して右交換を行ふ場所を手形交換所と稱す。次に東京手形交換所に付手形交換の實務を説明すべし。

(二) 交換所の組織

東京手形交換所は組合銀行を以て組織し、組合銀行たるには東京銀行集會所同盟銀行にして日本銀行と當座勘定を開き居るを要し、現今に於て此組合に加入せる銀行數四十餘行あり。交換所の役員は委員、監事及書記にして、委員は組合銀行重役中より選舉せられ、其數三名にして、其職務は交換所一切の事務を監督指揮するにあり。監事は委員の協議にて適任者を選び、委員の監督を受け、書記及各銀行

の交換方を指揮監督し、交換及決算の責に任す

(三) 組合銀行の義務

重なる義務次の如し。(一)保證金として四分以上利付公債證書額面壹萬圓を交換所に預入るゝこと(二)交換所の經費に付其一半は各行平等に分擔し、他の一半は前期の交換總高に比例して分擔すること(三)交換に附すべき切手々形を有すると否とに拘らず日々交換時間に交換方を出席せしむること(四)組合銀行の支拂に屬する切手々形類は宛名銀行へ直接に取付をなさず交換所に持出すこと。

(四) 代理交換

代理交換とは交換所の組合に加盟せざる銀行が他行宛切手々形を一々取立つる不便を除く爲め設けられたる便法にして、即ち組合外の小銀行が組合に屬する何れかの銀行を親銀行となし、其手を経て日々受入れたる他行宛切手々形類を交換所に持出して取立をなすことなり。

(五) 交換手形の種類

交換所の交換に附し得べき手形は組合銀行及代理交換委託銀行にて支拂はる

べき小切手、預金手形送金爲替手形、満期爲替手形及約束手形其他官廳支拂命令書、公債及社債の利札、郵便爲替券、振替貯金拂出證、會社配當金領收書等なり。

(六) 交換手續

各銀行の交換方は當日交換に附すべき切手々形を一枚毎に受取の裏書をなしたる上、宛名銀行別に分類して一束となし之に其手形の枚數及金額を計算して記載したる交換添表を附し、各添表の枚數及金額を交換差引表の貸方に記入し之を

銀行交換添表	
大正 年 月 日	
枚數	金額
、、、銀行へ	

交換残高表	
大正 年 月 日	
借方枚數	貸方枚數
借方交換總金額	
貸方交換總金額	
差引方金額	
、、、銀行交換方	

銀行交換差引表

大正 年 月 日

借方		差引 残高	銀行名稱	差引 残高	貸方	
枚數	金額				枚數	金額
1	123		日本銀行			
23	54		第一銀行			
			第三銀行			
			第五銀行			
			第十二銀行			
			二十七銀行			
			第一百銀行			
			三菱銀行			
			三井銀行			
			安田銀行			
			鴻池銀行支店			
			浪速銀行支店			
			帝國商業銀行			
			川崎銀行			
			東海銀行			
			四十一銀行支店			
			七十七銀行支店			
			百十三銀行支店			
			中井銀行			
			東京銀行			
			八十四銀行			
			第二銀行支店			
			新潟銀行支店			
			第十二銀行支店			
			明治商業銀行			
			第十九銀行支店			
			四十銀行支店			
			伊藤銀行支店			
			橫濱正金銀行支店			
			肥後銀行支店			
			住友銀行支店			
			丁西銀行			
			村井銀行			
			森村銀行			
			豐國銀行			
			臺灣銀行支店			
			東京郵便局			
			合			

Handwritten notes in the left margin, including the characters '交換' and some illegible numbers and text.

手形と共に携帯して交換所に参集す。東京手形交換所の交換時間は一般休日を
除き毎日午前十時三十分に始まり同十一時に終る。
交換所に於ける組合銀行の定席は交換差引表に記入しあると同様の順序に排列
せられ各其卓上には行名を記したる目標と手形籠とを備ふ。交換時間至れば交
換方は持出手形を各宛名銀行の手形籠に配布し之を終りて自行の席に歸れば他
行よりも同様に自行宛手形を籠中に投入れあるが故斯くして受入れたる手形の
枚數及金額を各銀行別に交換差引表の借方に記入し同表の貸借決算をなし交換
残高表を作り證印の上之を交換所監事に差出す。

(七) 交換尻決済法

交換差引表の貸借差引額を交換尻と稱し同表貸方金額が借方金額に超過する
場合は貸方交換尻或は勝と云ひ之に反する場合を借方交換尻或は負と云ふ。而
して之が決済方法は各組合銀行にて日本銀行に當座勘定を開きあるが故交換尻
が勝となりたる銀行は之を日本銀行の預け金に加へ交換尻が負となりたる銀行
は之を日本銀行預け金より支拂ひ斯くして組合銀行間には毫も通貨の授受なく

都て日本銀行帳簿上の貸借振替に依て決済するものとす。交換所に於ける之が
實際手續次の如し。

交換所監事は各銀行の交換方より差出せる交換残高表の金額を點檢し書記を
して交換決算簿に記入せしめ貸借合計を現はし計算の正否を確めたる上各交換

<p>(甲號) 交換尻振替請求書</p> <p>右金額當行勘定より交換所組合銀行の貸方勘定へ御振替被下度且該組合中何れの銀行にても交換所監事の證印ある請求書を持参するときは其振出銀行の貸方勘定へ御振替被下度候也</p> <p>大正 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">銀行 御中</p> <p style="text-align: center;">日本銀行</p>	<p>(甲號) 交換尻振替報告書</p> <p>右金額本日貴行の勘定より交換所組合銀行貸方勘定へ振替候也</p> <p>大正 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">日本銀行 御中</p> <p style="text-align: center;">右振替の結了したるを證す 交換所監事</p>
---	--

方をして交換尻振替の手續を採らしむ。其手續は交換決算上負となりたる銀行は甲號交換尻振替請求書を認め交換方記名調印の上之を日本銀行に提出し同行より振替濟報告書を受取り、監事に差出し振替の證印を受く。之に反し交換決算上勝となりたる銀行は乙號交換尻振替請求書を認め、交換方記名調印の上之を監事に差出し、其證印を得て日本銀行に提出し交換尻振替濟の報告書を得るなり。

(乙號) 交換尻振替請求書		(乙號) 交換尻振替濟報告書	
右金額交換所組合銀行勘定より當行貸方勘定へ御振替被下度候也		右金額本日交換所組合銀行勘定より貴行の貸方勘定へ振替候也	
大正	年 月 日	大正	年 月 日
日本銀行御中	銀行	銀行御中	日本銀行
右振替の確實なるを證す	交換所監事		

(八) 交換に係る取引仕譯法

次に手形交換に係る取引例二三を設け是等の記帳に係る仕譯を示すべし。

(例一) 交換所の計算次の通り

持出手形	第三銀行拂	同行宛小切手	金貳千圓也
	安田銀行拂	同行宛送金爲替手形	金參千圓也
受入手形	東京銀行提出	當行宛小切手	金壹千圓也
	三井銀行提出	當行宛小切手	金貳千圓也

(借)	當座預金	三〇〇〇	(貸)	現金	五〇〇〇
	預ヶ金	二〇〇〇			

(説明) 持出手形中顧客より現金として收納せしもの例へば他店宛小切手、預金手形、満期の手形等は現金を持出すものとして仕譯上は現金勘定にて處理し受入手形たる債務は此現金にて支拂はれたるものと見做し記帳す。

(例二) 交換所の計算次の通り

持出手形	豐國銀行拂	甲某依頼割引手形	金五千圓也
	三菱銀行部拂	甲地支店依頼代金取立手形	金貳千圓也

受入手形 第一銀行提出 當行振出預金手形 金四千圓也

(借) 現金 七、〇〇〇 (貸) 割引手形 五、〇〇〇
甲地支店 二、〇〇〇

(借) 預金手形 四、〇〇〇 (貸) 現金 七、〇〇〇
預ケ金 三、〇〇〇

(説明)

此場合の持出手形は組合銀行を支拂場所とせる一は割引手形の満期日到来せるもの他は甲地支店依頼代金取立手形の満期日到来せるものなるが故現金を持出せるものとは見るべからずして、右兩手形は現金にて取立て此現金にて受入手形を支拂ひ殘額を預け金となせるものと見て記帳す。

(例三) 交換所の計算次の通り

持出手形 村井銀行拂 同行振出預金手形 金貳千圓也

受入手形 住友銀行提出 當行宛小切手 金參千七百圓也

(借) 現金 一、七〇〇 (貸) 預ケ金 一、七〇〇
(借) 當座預金 三、七〇〇 (貸) 現金 三、七〇〇

(説明) 此場合の持出手形は現金を持出せるものと見做し得るも、受入手形の金額

大なる故交換尻丈預け金を現金にて引出し之を持出手形に添へ受入手形を支拂ひたるものと見て記帳す。

之を要するに交換所の計算は總て現金取引として記帳するものにして、持出手形中現金と見做し得ざるもの即ち割引手形、代金取立手形等の満期となれるものは是等を現金にて取立てたるものと見て記帳し、又交換尻の負となりたる時も其金額丈一旦現金にて預ケ金を引出したるものと見て記帳し、尙又受入手形は常に現金にて支拂ひたるものとして記帳す。

復習及應用問題

- (1) 交換所組合銀行の義務如何
- (2) 代理交換とは何ぞや
- (3) 交換所に持出す手形の種類を擧げよ
- (4) 交換手續を略述すべし
- (5) 交換尻とは何ぞや、之が決濟法を述べよ
- (6) 左記交換所の計算に付交換差引表及交換殘高表を調製すべし

持出手形 第一銀行拂 小切手貳通 金壹千六百五拾圓也

第三銀行拂 送金爲替手形壹通 金貳千參百圓也

第一銀行提出 預金手形壹通 金壹千八百圓也

受入手形 第三銀行提出 小切手壹通 金六百八拾圓也

第一百銀行提出 小切手貳通 金八百五拾圓也

(7) 左記交換取引の仕譯を問ふ

持出手形 東海銀行拂 同行宛小切手 金參千圓也

日本銀行拂 中央金庫支拂命令 金壹千圓也

受入手形 森村銀行提出 當行宛小切手 金壹千五百圓也

中井銀行提出 當行振出預金手形 金壹千八百圓也

(8) 左記交換取引の仕譯を問ふ

持出手形 第一百銀行拂 同行宛送金爲替手形 金壹千圓也

安田銀行拂 甲某依頼割引手形 金貳千圓也

受入手形 丁酉銀行提出 當行宛小切手 金四千圓也

第四章 分課及傳票

第一節 銀行の分課

銀行業務は複雑多端なるが故、其事務を敏活確實に處理するが爲めには分課制度を採用し各員業務を分掌せざるべからず。而して銀行の分課は規模の大小、業務の繁閑、行員の多寡、家屋の構造、其他の事情を參酌して決すべきものなるが故、各銀行同一なる能はず。然れども内地商業銀行の分課に於て其營業部が尠くも預金、貸付、割引及爲替の三課に分たれ、又其會計部が出納及計算の二課に分たる、こゝとは各行殆んど其揆を一にす。今試に銀行分課の一例を示せば次の如し。

(一) 出納課

- 收納係 現金收納に關する事務を掌る
- 支拂係 現金の支拂保管及兩換に關する事務を掌る
- 交換係 手形交換に關する事務を掌る
- 取立係 當所代金取立事務を掌る

(二) 預金課

當座預金係 當座預金及同貸越に關する事務を掌る
特別當座預金係 特別當座預金に關する事務を掌る
定期預金係 定期預金に關する事務を掌る
雜預金係 公金預金、通知預金、預金手形及別段預金に關する事務を掌る

(三) 貸付割引課

貸付係 證書貸付、手形貸付及コールローン等に關する事務を掌る
割引係 手形割引及荷爲替取組に關する事務を掌る
信用調査係 取引先の信用調査に關する事務を掌る

(四) 爲替課

送金爲替係 送金爲替及支拂送金爲替に關する事務を掌る
支店係 支店との爲替取引に關する事務を掌る
他店係 他店との爲替取引に關する事務を掌る

(五) 證券課

擔保品係 諸擔保品の出入保管に關する事務を掌る
保護預り係 保護預りに關する事務を掌る
所有物係 有價證券、地金銀の賣買、保管及貸借に關する事務を掌る
信託業務係 諸會社の株式及社債の募集拂込及配當金利息の支拂並其償還事務を掌る

(六) 庶務課

文書係 文書起草發受事務其他の雜事務を掌る
用度係 備品雜品の購入保管配給、及給料旅費手當金の支給、建物及什器の修繕事務等を掌る
株式係 自行株式の拂込、配當金の支拂、株式名義書替、株主名簿に關する事務等を掌る
調査係 各課各係の取扱事務及記帳に就ての調査を掌る

(七) 計算課

主要簿の記録計算、利子割引料の精算、借入金及預け金に關する事務、諸種の統計表及報告表の調製等を掌る 月、記帳

第二節 傳 票

前述の如く銀行事務は複雑多端にして幾多の課又は係に分れて之を掌るが故、自然各取引は數課又は數係に關係を有し、從て取引發生する毎に關係ある各課又は各係へ一々之を知らしめ、^傳べからず。然るに其際口頭を以て傳ふる時は金額科目等に誤謬を生じ易く、勢ひ記帳の正確を缺き事務の敏活を妨ぐるが故、最初取引を受付けたる係にて其勘定、姓名、金額等を一紙片に記入し、之を他の關係ある各係へ順次廻付して其取引を傳へ、各係は之に依て記帳其他の事務を處理するも

のとす。此の紙片を傳票と稱し、其種類に收納傳票、支拂傳票及振替傳票の三種あり。

- (一) 收納傳票 入金票とも稱し現金收納に係る取引に使用さる。
 (二) 支拂傳票 出金票とも稱し現金支拂に係る取引に使用さる。
 (三) 振替傳票 振替票とも稱し次の如き二種の取引に使用さる。

(一) 全部振替取引と稱して科目の振替に止まり毫も現金の收支なき取引にして例へば手形割引をなし其手取金を當座勘定に振替ゆる場合の如し。

(二) 一部振替取引と稱し科目の振替と共に一部現金の收支ある取引にして、此種の取引には科目振替の外一部入金あるものと一部出金あるものととの二種あり。前例は定期預金として自行拂手形及現金を受入れたる場合の如く、後例は手形割引をなし其手取金を現金にて拂渡したる場合の如し。

斯の如く銀行にては各取引に付最初之を受付けたる係にて該取引の性質に應じ前記三種の内何れかの傳票を發し、之に據て關係の各係は夫れ／＼受持事務を處理し、各補助簿への記帳をなすは勿論何千圓の収入も亦何萬圓の支拂も之に依

て決了せらるゝものなり。而して傳票は各係を経由したる上、最後には總て計算課の手許に集められ、當日の日記帳記入の材料となるなり。

傳票には取引を仕譯記入するものにして、即ち勘定科目金額姓名其他の必要事項を記載す。而して事務混雜の際取違へることなき様普通用紙に引きある罫線の色合を異にし、收納傳票は赤色、支拂傳票は青色、振替傳票は黒色を使用す。

傳票には之に代用せらるゝ諸種の證憑書類ありて、例へば當座預金入金の際には得意先より差出す入金票を以て收納傳票に代用し、又當座小切手、送金手形、預金手形等の支拂をなす際には是等の小切手々形を支拂傳票に代用するが如し。以下各傳票への記入法に付説明すべし。

(一) 收納傳票記入法

(取引例) 山川大藏より定期預金として現金貳千圓を受取る、證書番號八號

仕譯 (借) 現金 二〇〇〇 (貸) 定期預金 二〇〇〇

今右取引を收納傳票に記入するには、次に示す如く借方現金勘定は省きて貸方定期預金勘定のみを記入し、之に依て其入金が定期預金に係るものたるを表す。

(二) 仕拂傳票記入法

(取引例) 山田守三振出當行宛小切手第十號金五百圓を現金にて支拂ふ

仕譯 (借) 當座預金 五〇〇 (貸) 現金 五〇〇

仕拂傳票記入法も亦其仕譯に於ける現金勘定は省きて借方勘定のみを記入し之に依て其支拂が如何なる科目に係るものたるかを表はすものとす。

收 納 傳 票		
大正 12 年 9 月 5 日		
定期預金		
#8 山川大藏	2,000	—

仕 拂 傳 票		
大正 12 年 9 月 5 日		
當座預金		
#10 山田守三	500	—

(三) 振替傳票記入法

振替傳票とは收納支拂の兩傳票を合併したるものにして其借方は收納傳票に貸方は支拂傳票に該當し之が振替取引に付使用さるゝこと既に述べたるが如し然るに銀行簿記にては其仕譯帳に一切の取引を現金式記帳をなし即ち現金收支に關係なき取引と雖も記帳上は現金取引と見做し記入するが故仕譯帳記入の材料となる傳票も亦此趣旨に従ひ振替取引に就ても現金式記入をなさざるべからず。次に之が記入法を全部振替取引と一部振替取引とに分ち説明せん。

(取引例) 村田武雄へ金五千圓の證書貸付をなし此金額同人當座預金に振替ゆ

仕譯 (借) 證書貸付 五、〇〇〇 (貸) 當座預金 五、〇〇〇

凡そ如何なる取引も之を二個の取引に分解せば計算上何等の不都合なく振替取引を現金取引に変更し得るものにして即ち前記振替取引は之を次の如く二つに分解して現金取引となすを得べし。

- (一) 村田武雄へ證書貸付金五千圓を一旦現金にて支拂ひ
- (二) 同人より此現金五千圓を當座預金として入金す。

(一)の仕譯——證書貸付 五〇〇〇 現金 五〇〇〇
 (二)の仕譯——現金 五〇〇〇 當座預金 五〇〇〇

斯くて一個の振替取引は二個の現金取引となり收納支拂兩傳票を使用すべきものとなる。然れども實際の現金取引と區別する爲め斯る取引には收納支拂兩傳票を合せたる振替傳票を使用し、其入金を表はす部分の仕譯は此傳票の借方に收納傳票への記入法と同じく記載し、又支拂を表はす部分の仕譯は此傳票の貸方に支拂傳票への記入法と同様に記載すること次の如し。

振 替 傳 票		大正 6 年 9 月 5 日	
(借方)		(貸方)	
(當座預金)	(證書貸付)		
村田武雄	村田武雄		
5,000	5,000		
差引現金出	差引現金入		
合計	合計		

次に一部振替取引の記入法を説明せんに、此場合には科目振替の外一部入金ある場合と一部出金ある場合とありて、前の場合には實際現金にて受入れたる金額を傳票の「差引現金入」とある欄に記入し、後の場合には實際現金にて支拂ひたる金額を「差引現金出」とある欄に記入して傳票の貸借合計を相平均せしむるものとす。而して其振替の部分に係る記入法は全部振替取引の場合に同じ。

(取引例) 杉本静吉より特別當座預金として川村守衛振出當行宛小切手金五百圓及現金貳百圓を受取る

仕譯——借 當座預金 五〇〇
 現金 二〇〇 (貸) 特別當座預金 七〇〇

此取引を振替傳票に記入するには之が次の如き二個の現金取引より成るものと見做して記入す。

(一)當行宛小切手金五百圓を一旦現金にて支拂ひ 五〇〇
 (二)特別當座預金七百圓を現金にて受入る 五〇〇
 (一)の仕譯——當座預金 五〇〇 現金 五〇〇

振替傳票

(借方)		大正12年9月5日		(貸方)	
特別當座預金		當座預金			
杉本 静吉	700	川村 守衛	500		
差引現金出		差引現金入			
合計	700	合計	200	700	—

(二)の仕譯——現金 七〇〇 特別當座預金 七〇〇

(取引例) 木田忠次へ金參千圓の手形割引をなし此金額は貳千圓に對し同人宛

預金手形を振出し残額現金にて支拂ふ

仕譯——(借) 手形貸付 三〇〇〇 (貸) 預金手形 二〇〇〇
現金 一〇〇〇〇

此取引を振替傳票に記入するには之を次の如く二個の現金取引と見做して記入するなり。

- (一) 手形貸付金參千圓を一旦現金にて支拂ひ
- (二) 其現金の内貳千圓を受入れ預金手形を振出す
- (一) の仕譯——手形貸付 三〇〇〇 現金 三〇〇〇
- (二) の仕譯——現金 二〇〇〇 預金手形 二〇〇〇

振替傳票

(借方)		大正12年9月5日		(貸方)	
預金手形		手形貸付			
太田 忠次	2,000	太田 忠次	3,000		
差引現金出		差引現金入			
合計	3,000	合計	3,000		

復習及應用問題

- (一) 分課とは何ぞや、銀行分課に於て常に見出さるゝ課の名稱を挙げよ
- (二) 傳票とは何ぞや其用途、種類、各使用法及記載事項如何
- (三) 全部振替取引と一部振替取引との差異如何
- (四) 簡單なる様式の傳票を作り左記取引を夫れ／＼相當傳票に記入すべし
- (1) 杉田義雄より特別當座預金として現金五百圓を受取る
- (2) 行員遠藤太郎へ旅費金百圓を支拂ふ
- (3) 得意先吉岡善太郎振出小切手金參百圓を現金にて支拂ふ
- (4) 金五千圓の手形割引をなし手取金當座預金となす、割引料金百圓、依頼人森亘
- (5) 藤田六郎へ金參千圓の手形貸付をなし此利息五拾圓差引き手取金現金拂
- (6) 近藤勇へ金貳千圓の預金手形を振出し此金額同人振出小切手にて受取る
- (7) 村井三郎より特別當座預金として當行振出預金手形金壹千圓及現金貳百圓を受取る

第五章 帳簿の種類及組織

銀行の業務は複雑多端なるが故日々發生する取引は其種類の多岐に亘るは勿論其數に於ても亦多く、從て是等を整理するには頗る多數の帳簿を要するなり。而して其種類組織は規模の大小、業務の繁閑等を斟酌して定むべきが故各銀行多少の相違あるべきも、元來普通銀行は其取扱ふ業務の種類性質を同じくするが故大體に於ては各銀行相同じ。而して銀行簿記にて使用する帳簿も亦他の簿記に於けると同様之を大別して主要簿及補助簿の二種となす。

第一節 主要簿

主要帳簿とは各課の取引を綜合し銀行全般の財産變動を記録計算する帳簿の總稱にして、計算課に屬する日記帳、増補日記帳及總勘定元帳の三者是なり。右の内増補日記帳は業務繁忙にして取引多き場合に之が記帳を迅速に處理する爲め日記帳を分割せるものなるが故、小銀行にして日々の取引數餘り多からざる場合

には此分割を必要とせざるに依り、斯る銀行の主要帳簿は日記帳と總勘定元帳との兩者より成るものとす。

(一) 總勘定元帳

此帳簿は全帳簿中最も重要な地位職分を有するものにして、財産増減變化の計算は事實此帳簿に於て行はるゝなり。即ち此帳簿には各勘定毎に口座を設けて記帳し、期末に至り之に決算手續を施し、以て銀行全體の營業成績及財政状態を明かにするものとす。故に理論上は各取引を傳票より直接に元帳へ轉記し元帳のみに依て會計整理をなし得るなり。然れども銀行の取引は多數多様にして是等を元帳のみに依り記帳處理することは實際上種々の不便不都合あるが故、取引は先づ傳票より日記帳なる仕譯帳に記入し、之より元帳に轉記するものとす。

(二) 日記帳

此帳簿は各取引を仕譯記入し日々生ずる銀行全般の取引に付之が綜合的記録を作ると同時に是等取引を總勘定元帳へ轉記する準備をなすものにして、商業簿記に於ける仕譯帳に外ならず。然れども此帳簿は現金出納帳に仕譯帳の働をな

さしめたるものにして、其記帳法は現金式記帳に依り即ち全取引を現金取引と見做し、前章にて説明せる傳票への記入法と同様の記帳をなすなり。從て此帳簿の様式は其借方が收納傳票に貸方が支拂傳票に相當する様、換言せば振替傳票の貸借と相一致する様作られ居り、日々營業終了後計算課にて當日の傳票により入金取引を借方に、出金取引を貸方に記帳するものとす。斯の如く銀行簿記にて振替取引をも現金取引に變形して記帳し、其仕譯帳に現金出納帳の性質様式を帯びさしめたるは、畢竟銀行業務より生ずる取引の比較的多數が現金收支に係るものたるが故なり。然れども振替取引を現金取引の如く見做せしものと實際の現金取引とは事實に於て異なるが故、記帳上此兩者を區別する様日記帳の貸借双方には振替欄と現金欄とを設け、あること次掲雜形に見るが如し。次に一日間の銀行取引を假設し是等を日記帳に記入し次に元帳に轉記せる二三口座の様式を掲げん。

十月五日取引

- (1) 山地保三より定期預金として現金參萬圓を受取る、證書番號九號
- (2) 和田勇吉より當座預金として現金壹千圓及他店宛小切手四千圓を受取る

- (3) 太田喜平へ有價證券を擔保として金五千圓の割引貸をなし手取金同人當座預金に振替ゆ、此割引料金百圓也、取引番號十八號
- (4) 杉山大吉より特別當座預金として現金貳千圓を受取る
- (5) 水野十郎より整理公債證書額面五萬圓を九拾圓替にて買入る
- (6) 太田喜平振出小切手金九百圓を支拂ふ
- (7) 和田勇吉振出小切手金參千圓を持參人田中數馬へ支拂ふ、但し内壹千圓は同人の依頼により預金手形第七號を振出す
- (8) 村瀬武雄の依頼により大阪支店へ金壹千五百圓の送金爲替を取組み爲替金額現金にて受取る、無手数料、取引番號大八號
- (9) 永山熊太より現金八百圓を受取り預金手形第八號を振出す
- (10) 増田芳太郎の依頼により金七千圓の手形割引をなし手取金同人當座預金に振替ゆ、此割引料金八拾圓也、取引番號二十九號
- (11) 割引手形第十號期日に付取立をなし支拂人山岡一男より此手形金額參千圓を同人振出小切手にて受取る

- (12) 大野傳吉振出小切手金貳千圓に支拂保證をなす
 - (13) 江戸銀行へ現金拾萬圓をコールにて貸付く、期限普通物
 - (14) 本日手形交換所の計算次の通り
 - 一、持出手形 三井銀行宛小切手 金四千圓也
 - 一、受入手形 當行宛田村秀三振出小切手 金貳千圓也
 - 當行振出木村太郎宛預金手形第五號 金七百圓也
- ◎現金前日繰越高 金拾五萬四千貳百八拾圓也

傳票より日記帳への記帳法

傳票には取引が一切現金取引として仕譯記入され居り、而して日記帳は借方に入金取引を貸方に、出金取引を記帳する様作られあるが故、此帳簿への記入は傳票より次の如く轉寫するに過ぎず。

- (一) 收納傳票及振替傳票借方に記載せる勘定、姓名及金額は日記帳の借方に
- (二) 支拂傳票及振替傳票貸方に記載せる勘定、姓名及金額は日記帳の貸方に

而して傳票よりの轉寫に當り同一勘定は悉皆同一ヶ處に集め、一日の記帳に於て同じ勘定を二ヶ處に離散して記載することなし。之が爲め計算課にては日記帳へ傳票の廻付ある毎に記帳せずして、當日の營業をべ切り傳票全部が出揃ひたる上是等傳票を科目毎に分類して一度に記帳す。

收納傳票の金額は此帳簿の現金收入欄に又支拂傳票の金額は現金支出欄に記入す。故に前者の合計額は後に説明する收納帳の合計に、又後者の合計額は支拂帳の合計に一致するものとす。

振替傳票借方金額は此帳簿の振替收入欄に又其貸方金額は振替支出欄に記入し、貸借双方とも其反對科目を振替勘定欄に記載し置くものとす。而して一部振替取引に就ては其現金にて収支せる金額丈(即ち差引現金入欄又は差引現金出欄に記入され居る金額を現金傳票よりの記入と同様現金收支欄に記入するものとす。

此帳簿の合計欄には一勘定毎に振替金額と現金額とを合計せる金額を記載し、總勘定元帳へ各勘定を轉記するには右合計額を以てするなり。

日記帳より總勘定元帳への轉記法

日記帳より總勘定元帳への轉記は商業簿記に於ける現金出納帳よりの轉記法と同様にして、摘要欄に於ける各科目は合計欄に表はしある金額を以て此帳簿の貸借と反對に轉記し、現金勘定丈は貸借とも此帳簿に現はるゝ儘にて合計欄の總計にて一纏めに轉記す。是れ日記帳の貸借が現金を主として現はされ他の科目は實際の仕譯に於ける貸借と反對に記帳されあるが故なり。

而して轉記の際元帳各口座の摘要欄には反對科目を記入すべきものなるも銀行簿記にては全取引が現金取引として仕譯記入せらるゝの結果、各勘定の反對科目は常に同じ現金たるが故、反對科目の代りに帳簿の名稱を記入するを普通とす。

次掲日記帳より總勘定元帳に轉記せる様式を當座預金、割引手形及現金の三勘定に付示すべし。

日記
大正 年

(借方)								
振替	勘定	摘要	元丁	振替	収入	現金	収入	合計
		(定期預金)					30,000-	30,000-
		#9 山地保三						
		(當座預金)					5,000-	
		和田勇吉						
手形貸付		太田喜平		4,900-				
割引手形		増田芳太郎		6,920-				
貸		支拂保証口	5	2,000-			18,820-	
		(割引料)						
手形貸付		太田喜平		100-				
割引手形		増田芳太郎		80-			180-	
		(特別當座預金)						
		杉山大吉				2,000-	2,000-	
		(預金手形)						
當座預金		#7 田中數馬		1,000-				
		"8 永山熊太				800-	1,800-	
		(大阪支店)						
		送金手形 村瀬武雄				1,500-	1,500-	
		(割引手形)						
當座預金		#10 山岡一男	6	3,000-			3,000-	
			7	18,000-		39,700-	57,700-	
		前日繰越高				154,280-	154,280-	
				18,000-		193,980-	211,980-	

帳

十月五日

		(貸方)						
振替	勘定	摘要	元丁	振替	支出	現金	支出	合計
		(手形貸付)						
諸口		#18 太田喜平		5,000-				5,000-
		(割引手形)						
" "		#21 増田芳太郎	6	7,000-				7,000-
		(諸公債證書)						
		整理公債 水野十郎				45,000-		45,000-
		(當座預金)						
		太田喜平				900-		
預金手形		和田勇吉		1,000-		2,000-		
借		大野傳吉		2,000-				
割引手形		山岡一男		3,000-				
		交換所 田村秀三	5			2,000-		10,900-
		(コールローン)						
		普通物 江戸銀行				100,000-		100,000-
		(預金手形)						
		交換所 木村太郎				700-		700-
		(預ケ金)						
		交換所 日本銀行				1,300-		1,300-
			7	18,000-		151,900-		169,900-
		本日残高				42,080-		42,080-
				18,000-		193,980-		211,980-

總勘定元帳

		當座預金		5			
日附	摘要	丁數	借方	貸方	借又貸	残高	
10 5	日記帳		10,900-	18,820-	貸	7,920-	
		割引手形		6			
10 5	日記帳		7,000-	3,000-	借	4,000-	
		現金		7			
10 4	日記帳				借	154,280-	
5	" "		57,700-	169,900-	"	42,080-	

(三) 増補日記帳

此帳簿は日記帳を分割せるものにして、目的は業務繁忙に取引多數なる時、日記帳への記帳事務を迅速容易に處理するにあり。即ち日記帳は前述の如く同一科目を同一ヶ處に纏め記入するの必要上、日々營業締切後一度に記帳するものなるが故、一日の取引非常に多數なる時には、此帳簿への記入が營業後數時間を要し、又其記帳が數頁に亘るべし。故に斯る場合には全取引中其收支の頻繁なる科目に就てのみ別冊の日記帳即ち茲に所謂増補日記帳を設けて、其科目に係る傳票は受入れの都度直に右増補日記帳に記入すること、せば、營業後切後に至り普通の日記帳には残る傳票の科目のみが記入せられ、收支の多かりし科目は増補日記帳より合計額にて移し來るが故、此結果日記帳は極めて容易に記帳へ上をなし得ることとなるなり。

何れの銀行にても當座預金に關する取引は日々最も多數に發生するが故、増補日記帳は通常此勘定に付設けらるゝものとす。然れども決して當座預金勘定のみに限られたるにはあらずして、此他頻繁に生ずる取引には如何なる科目にも此

分割日記帳を使用し得るなり。例へば特別當座預金の出納頻繁なれば特別當座預金増補日記帳を設け、又手形割引の業務頻繁なれば割引手形増補日記帳を設け、又手形貸付の業務頻繁なれば手形貸付増補日記帳を設け得るが如し。従て大銀行にては殆んど總ての勘定に増補日記帳を使用し、日記帳は唯是等増補日記帳の結果を綜合するに過ぎざることあり。

斯くて増補日記帳は日記帳を分割せるもの、即ち日記帳の一部に外ならざるが故、其様式及記帳法毫も日記帳と異ならず。唯摘要欄には日記帳の如く勘定科目を記載する必要なく、單に姓名及金額を列記すれば足る。是れ蓋し増補日記帳は一個の勘定に付設けらるゝ日記帳たればなり。而して此帳簿よりは直接に元帳への轉記をなさずして、之を締切りたる上合計額を以て日記帳に移し、日記帳より他の科目と共に轉記せらるゝものとす。次に數多の當座取引を假設し是等を當座預金増補日記帳に記帳せる様式を示さん。

十月二十日當座預金に係る取引

(1) 田中唯八より當座預金として金七千圓受入る

- (2) 大野一郎振出小切手金壹千五百圓を支拂ふ
- (3) 太田峰吉へ手形貸付をなし此手取金四千七百圓同人當座預金に振替ゆ
- (4) 増田義三より當座預金として田中唯八振出小切手金貳千四百圓を受取る
- (5) 割引手形第八號金參千圓満期取立をなし支拂人大谷清六より同人振出小切手にて受取る
- (6) 青地雄吉へ手形割引をなし此手取金參千九百圓同人當座預金に振替ゆ
- (7) 太田峰吉振出小切手金壹千參百圓を支拂ふ
- (8) 田中唯八引受大阪支店取立依頼荷爲替手形満期取立をなし此金額五千四百圓同人振出小切手にて受取る
- (9) 中村伍作より當座預金として現金五百圓及當行振出預金手形壹千圓受取る
- (10) 武藤良造振出小切手金壹千五百圓に支拂保證をなす
- (11) 藤本大吉振出小切手金七百圓を支拂ふ
- ◎ 當座預金前日繰越高 金拾四萬六千貳百參拾圓也

當座預金増

(借方)		大正 年	
振替	勘定	振替	収入
	田中唯八		7,000 -
手形貸付	太田峰吉	4,700 -	
貸	増田義三	2,400 -	
割引手形	青地雄吉	3,900 -	
預金手形	中村伍作	1,000 -	500 -
機	支拂保証口	1,500 -	
		13,500 -	7,500 -
			13,500 -
			21,000 -
	前日繰越高		146,230 -
			167,230 -

補日記帳

10月20日

(貸方)			
振替	勘定	振替	支出
	大野一郎		1,500 -
借	田中唯八	2,400 -	
割引手形	大谷清六	3,000 -	
	太田峰吉		1,300 -
大阪支店	田中唯八	5,400 -	
借	武藤良造	1,500 -	
	藤本大吉		700 -
		12,300 -	3,500 -
			12,300 -
			15,800 -
	本日残高		151,430 -
			167,230 -

今前掲當座預金増補日記帳より日記帳へ當座預金勘定を貸借各合計額を以て移す時は、日記帳に於ける同勘定の記帳次の如し。

日記帳

大正 年 10 月 20 日

(借方)				(貸方)			
振替	摘要	元丁	振替	勘定	摘要	元丁	振替
	(當座預金)				(當座預金)		
諸口	増補日記帳	13,500-	現金	収入	諸口	増補日記帳	12,300-
			収入	7,500-			現金
			合計	21,000-			支出
							3,500-
							合計
							15,800-

(四) 總勘定元帳差引残高記入帳 (日計表及月計表)

銀行計算課にては日々日記帳より總勘定元帳への轉記を終りたる時、元帳各勘定口座の貸借差引残高を以て残高試算表を調製し、之に依て轉記の正否を檢すると同時に、日々の財政状況を知るの便に供するものとす。右残高試算表のことを銀行簿記にては日計表と稱し、之を帳簿となしたるもの之れ即ち總勘定元帳差引残高記入帳たり。斯くて日計表を調製したる時、此表の貸借合計が相平均せざる場合には、之れ轉記に誤謬あるを立證するものなるが故調査訂正するを要す。而して日計表の借方金額は銀行の資産若くは當日迄に發生せる經費を表はし、貸方金額は銀行の負債若くは當日迄に收得せる利益を表はすものなるが故此表に依て日々の財政状態及當日迄の營業成績を察知するを得るなり。

右の如く元帳各口座の貸借差引残高を以て日々残高試算表を調製するの外、毎月一回各勘定の貸借各累計額を以て合計試算表を調製し、轉記の正否を檢すると同時に各勘定の取引總金額を知るの便に供す。而して日々作る日計表に對し之を月計表と稱す。

月計表即ち合計試算表に於ては此表現金勘定の借方金額が他の諸勘定の貸方金額の合計に一致し、又現金勘定の貸方金額が他の諸勘定の借方金額の合計に一致するを以て轉記の正確なる證となす。之れ蓋し銀行簿記にては日記帳の項にて説明せし如く、總ての取引を現金取引と見做し如何なる勘定も現金を相手となし、即ち一勘定が借方に起れば其相手として貸方に現金勘定あり、又一勘定が貸方に起れば其相手として借方に現金勘定あり、現金は總勘定に恰も影の如く伴ふが故なり。

日計表及月計表に各科目を記入するに當ては、單に是等を元帳に於ける口座の順序に列記するよりも、科目の性質に依て分類し同性質のものは總括項目の下に集め記載するを以て、日々の財政状況を知る上には便利なりとす。即ち次掲日計表は前の排列法に依り月計表は後の排列法に依るものなり。

日 計 表

大正 年 12 月 31 日

借 方	元丁	勘 定 科 目	貸 方
	1	株 金	500,000 -
125,000 -	2	株 金	
1,000 -	3	株 金	
70,000 -	4	株 金	
2,700 -	5	株 金	
140 80	6	株 金	
56,700 -	7	株 金	
170,000 -	8	株 金	
	9	株 金	97,754 89
	10	株 金	115,000 -
	11	株 金	12,000 -
	12	株 金	3,147 81
61,530 50	13	株 金	
	14	株 金	9,815 13
161,500 -	15	株 金	
850 -	16	株 金	
	17	株 金	2,439 98
83,128 -	18	株 金	
	19	株 金	800 -
9,708 91	20	株 金	
	21	株 金	1,500 -
200 -	22	株 金	
742,457 81			742,157 81

第五章 帳簿の種類及組織

益

月 計 表

大正 年 12 月 31 日

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
125,000	250,000	株 主 勘 定	500,000	500,000
		株 金		
		株 金	125,000	
	201,870	預リ金勘定		97,754
	89	當 座 預 金	299,625	78
	4,200	特別當座預金	14,015	13
	60,000	定期預金	175,000	115,000
	61,500	預金手形	73,500	12,000
		所有物勘定		
70,000	70,000	地 所 建 物		
2,700	2,700	器 具		
		公債勘定		
56,700	94,500	公債證書	37,800	
		貸出金勘定		
170,000	510,000	證書貸付	340,000	
161,500	301,500	割引手形	140,000	
9,708	36,956	當座貸越	27,247	51
		預ケ金勘定		
83,128	101,078	預ケ金	17,950	
		金銀勘定		
61,530	1,758,672	現 金	1,697,142	51
		損益勘定		
	646	利 息	3,794	21
		割 引	2,439	98
		公債利息	1,500	
		公債賣買損	800	
140	140	雜 費		
200	200	旅 費		
850	850	給 料		
1,000	1,000	創 業 費		
742,457	3,455,815		3,455,815	742,457
81	12		81	

第二節 補助簿

補助簿とは總勘定元帳に於ける各勘定に付之が内譯詳細を記録し、以て取引顛末の記録に付主簿の足らざる所を補ふ帳簿の總稱にして、其數極めて多し。蓋し總勘定元帳は全取引の銀行財産に及ぼせる變動及結果を簡明に現はすため其記録計算は或程度迄總括的に行はるゝが故、各科目の内譯詳細を知る上に於て勢ひ不十分たるを免れず、是れ他方に補助簿の必要なる所以たり。今外國爲替業務を取扱はざる銀行の普通に使用する補助簿の重なるものを列舉せば次の如し。但し各帳簿の所屬係は分課制度の如何と經營組織の事情とに依り各銀行多少の相違あるものと知るべし。

- | | | | |
|-------------|-----------|-----|-------|
| 出納課所屬 | 收納帳 | 仕拂帳 | 現金有高帳 |
| 他店切手々形記入帳 | 交換差引殘高記入帳 | | |
| 當所代金取立手形記入帳 | 取立手形期日帳 | | |

(一) 收納帳

第五章 帳簿の種類及組織

此帳簿は現金収入に關する顛末を明かにするものにして、當座預金として受入れたる金額と其他の科目に對し受入れたる金額とは普通に區別して別欄に記入し、且つ各收入金額に付之を通貨と他店切手々形とに内譯表示す。而して此帳簿は日々營業終了後其合計額を實際の受入現金額と突合はしたる上締切をなし、現金は全部仕拂係に引渡すものとす。

(二) 仕拂帳

此帳簿は現金支拂に關する顛末を明かにするものにして、收納帳同様當座預金に對し支拂ふ金額と他勘定に對し支拂ふ金額とを區別して記入す。而して此帳簿は毎日營業終了後前日繰越金額へ當日收納係よりの受入金額を加へたるものより支拂高を差引たる殘額を實際の手許殘高と突合はしたる上締切をなす。

(三) 現金有高帳

此帳簿は仕拂係にて營業終了後日々の現金殘高を金貨、銀貨、白銅貨、銅貨、兌換券及切手々形等に種類別せるものなり。

(四) 他店切手々形記入帳

此帳簿は日々受入れたる他店宛小切手々形の詳細を記録するものなり。

(五) 交換差引殘高記入帳

此帳簿は日々手形交換所にて交換したる手形即ち持出手形と受入手形とを記入し其交換尻を現はすものにして、様式及記入法は手形交換の項にて説明せる交換差引表に同じ。唯同表への記入と其貸借關係が相反するの相違あり。

(六) 當所代金取立手形記入帳

此帳簿は當所代金取立手形の詳細を記録するものにして、其得意先より取立依頼に係るものと各他店又は各支店より取立依頼に係るものとは別口座に記入するを便とす。手形の支拂場所は、大抵銀行なる故満期日には交換所に提出し、取立済となれる金額は依頼者が得意先なれば其當座勘定に振込み、否らざれば別段預金として處理し、尙他支店より依頼に係るものは其爲替勘定に振込となす。

(七) 取立手形期日帳

此帳簿は多數の取立手形を其支拂期日の順序に記入せるものにして、同一期日の諸手形は同じ日附の下に集めらるゝなり。

收納帳

大正 6 年 10 月 15 日

通貨	他店切手々形	摘要	姓名	當座預金	雜勘定
2,000-		定期預金	佐藤三郎		2,000-
800-	1,500-		木村正次	2,300-	1,500-
1,500-		大阪支店	吉田良介		850-
	850-	特別當預	岡本武彦		4,350-
4,300-				2,300-	2,300-
2,350-	2,350-				6,650-
6,650-					

銀行簿記教科書

仕拂帳

大正 年 10 月 15 日

摘要	姓名	當座預金	雜勘定	仕拂資金	
				摘要	金額
特別當預	太田峰吉		500-	繰越高	57,400-
	田中唯一	1,200-		受入高	6,650-
定期預金	清水政吉		2,000-		
手形貸付	星野太郎		3,540-		
	村井四郎	1,450-			
門司支店	中村源治		1,800-		
旅費	矢田三次		200-		
			8,040-		
		2,650-	2,650-		
			10,690-		
	本日 殘高		53,260-		
			64,050-		64,050-

100

現金有高帳

日附	金貨	銀貨	白銅貨	銅貨	兌換券	切手々形	合計
10 10							
10 15	200-						
		185-					
			50-				
				20-			
					50,555-		
						2,350-	
							53,860-

他店切手々形記入帳

日附	種類	受取先	振出人	仕拂銀行	番文記號	期日	金額	願	末
10 10	小切手	河本川	山本	第一銀行	127		1,200-	10 21	交換済
" "	預手	木川	第一	銀行	18		2,000-	" "	" "

第五章 帳簿の種類及組織

交換差引残高記入帳

(借方)				年 月 日				(貸方)								
振出手形 枚数	金額	爲替手形 枚数	金額	小切手 枚数	金額	合計 金額	差引 残高	銀行名	差引 残高	合計 金額	小切手 枚数	金額	爲替手形 枚数	金額	振出手形 枚数	金額

當所代金取立手形記入帳

日附	番號	依頼人	支拂人	支拂場所	手種 手形類	手番 手形號	手日 手形附	期日	手歩 手合	料 金額	手形 金額	取立 月日	仕拂 月日	摘 要

取立手形期日帳

大正 年 10 月 20 日

摘	要	番號	仕拂人	仕拂場所	金額	取立 月日	取立 月日	摘 要
甲地	支店	代取	手	21	2,000	10	20	取立
乙地	銀行	荷爲	手	14	3,000			

- 當座預金元帳 同差引残高記入帳
- 特別當座預金元帳 同差引残高記入帳
- 定期預金記入帳 同期日帳 通知預金記入帳
- 預金手形記入帳 別段預金記入帳

(一) 當座預金元帳

此帳簿は當座預金の出納を記帳するものにして、各預け主毎に口座を設け得意先より入金ありし時貸方に、其振出小切手を支拂ひたる時借方に記入す。從て貸

方残高は預金残存高を、借方残高は當座貸越高を現はすものなり。

(二) 當座預金元帳差引残高記入帳

此帳簿は當座預金元帳各口座の残高を記入し、一目の下に當日の各得意先に對する當座勘定の貸借高を表はすものにして、借方合計額及貸方合計額は夫れ々總勘定元帳に於ける當座貸越勘定及當座預金勘定の各残高と符合す。

(三) 特別當座預金元帳

此帳簿は特別當座預金の收支を記帳するものにして、各預け主毎に口座を設け預り高を貸方に、拂戻高を借方に記入す。從て各口座の残高は何れも預金残存高を現はす。

(四) 特別當座預金元帳差引残高記入帳

此帳簿は特別當座預金元帳各口座の残高を記入し、一目の下に各預け主の預金残存高を表はすものにして、之が合計額は總勘定元帳に於ける特別當座預金勘定の残高と一致するなり。

(五) 定期預金記入帳

定期預金は期限を有する預金にして、當座預金又は特別當座預金の如く日々出入あるものにあらざるが故、此勘定の補助簿は各預け主毎に口座を設くる必要なし。從て記入帳を設け之に各定期預金に關する顛末を記録す。

(六) 定期預金期日帳

此帳簿は定期預金の期限に達せるもの又は最近に達せんとするものを直に知り得る便宜上設くるものにして、總ての定期預金を支拂日附の順序に區別して記入せるものなり。

(七) 通知預金記入帳

(八) 預金手形記入帳

(九) 別段預金記入帳

右三勘定に係る補助簿も亦元帳たるを要せざるが故、何れも記入帳に依て其顛末を明かにす。

公金預金に就ては其當座預けに係るものは當座預金元帳に記入し、又特別當座預けに係るものは特別當座預金元帳に、更に又通知預けに係るものは通知預金記入帳に記帳するが故、此勘定に就ては特に獨立の補助簿を設くる必要なし。

當座預金元帳

通帳番號 牛 4
小切手番號 1/50

姓名、中田藤吉 職業、書籍商 住所、東京市神田區神保町

貸越極度 5,000
契約期限 一ヶ年

日附	摘要	小切手番號	借方		貸方		差引		日數	積數		利息	
			借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方		借方	貸方		
10	通貨、手形	1	500	—	3,800	—	3,800	—					
2	通	2	1,000	—	—	—	3,300	—					
14	支拂保證		—	—	—	—	2,300	—					
21													

(備考) 小切手に支拂保證をなしたる時は其振出人の口座に之を支拂ひたる場合同様借方に小記入し他方に支拂保證口座たるる口座を設け同口座の貸方に記入す

當座預金元帳差引残高記入帳

元丁	姓名	大正		大正		大正		大正		大正		大正	
		年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
		借	方	貸	方	借	方	貸	方	借	方	貸	方

特別當座預金元帳

通帳番號 # 10

姓名、野口英雄

職業、醫士

住所、東京市芝區三田

日附	摘要	借方		貸方		残高		日數	積數	利息
		借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方			
10	通	—	—	1,200	—	1,200	—			
5	貨	—	—	—	700	—	700			
15	貨	—	—	—	—	—	—			

特別當座預金元帳差引残高記入帳

元丁	姓名	大正		大正		大正		大正		大正		大正	
		年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
		借	方	貸	方	借	方	貸	方	借	方	貸	方

定期預金記入帳

日附	證書 番號	預ケ主	身 業 分 別	住 所	期 限	期 日		金 額	利 息 合 率	利 息	支拂 額未				
						年	月								
10	5	121	山田正雄	官吏	東京市麹町三ノ八	六ヶ月	7	4	5	1,000-	5%	25-	4	5	元利拂渡

定期預金期日帳

大正 年 4 月 5 日

番 號	預 ケ 主	金 額	支 拂 順	未
121 189	山 五 田 藤 正 重 雄 次	1,000 4,000	4 5	元 利 支 拂

通知預金記入帳

日附	證書 番號	姓 名	住 所	預 期 告 白 日	金 額	利 息		支 拂 額未									
						通 受 日	支 拂 日										
10	1	1	木村勇藏	東京市芝區榎町	5,000-	10	21	10	26	25	1	錢	12	50	10	26	支 拂 済

預金手形記入帳

日附	番 號	姓 名	住 所	金 額	支 拂 日	備 考		
10	5	1	佐藤進	東京市赤坂區表町	2,000-	10	9	交 換 所 拂

別段預金記入帳

日附	番號	摘要	姓名	住所	金額	利息歩合	利息	支拂期末
10	5	代金取立	川崎	東京市牛込區朝町	950	—		10 6 支拂済

貸付課所屬
 證書貸付元帳 同差引残高記入帳
 手形貸付元帳 同差引残高記入帳
 證書貸付記入帳 手形貸付記入帳 貸付金期日帳
 コールローン元帳 コールローン記入帳

- (一) 證書貸付元帳
- (二) 手形貸付元帳

兩元帳共各借主毎に口座を設け貸付額を借方に返済受入額を貸方に記入す。従て各口座の残高は何れも各借主に對する現在貸付高を現はすものなり。

- (三) 證書貸付元帳差引残高記入帳
- (四) 手形貸付元帳差引残高記入帳

各貸付元帳に於ける全口座の残高を抜萃して一表となし、一目の下に各借主への證書貸付高若くは手形貸付高を明かにするものにして、其様式は前掲特別當座預金元帳差引残高記入帳に同じ。而して是等各帳簿の合計額は夫れ／＼總勘定元帳に於ける證書貸付勘定又は手形貸付勘定の残高と一致すべきものとす。

- (五) 證書貸付記入帳
- (六) 手形貸付記入帳

一は證書貸付金に關し他は手形貸付金に關し其詳細を記録するものなり。

- (七) 貸付金期日帳

證書貸付及手形貸付を通じ是等を期日の順序に區別し支拂期日の同じき各貸付を一ヶ所に集め、日々取立つべき貸付の口數及金額を直に知り得る便宜に供するものにして、其様式は前掲定期預金期日帳に同じ

- (八) コールローン元帳
- (九) コールローン記入帳

前者はコールローンの各借主毎に口座を設け記入し、後者は之に關する詳細を記録するものにして、前者の様式及記入法は貸付元帳に同じ

証書貸付元帳

姓名、森田熊吉 職業、印刷業 住所、東京市牛込區宮比町

日附	番號	摘要	借方	貸方	殘高
8 30	20	期限三ヶ月 工場擔保 期日回收	10,000-		10,000-
11 "				10,000-	0

(備考) 手形貸付元帳の様式も同断

貸付金期日帳

大正 年 11 月 30 日

番號	摘要	借主	金額	順類	末
20	證書貸付	森田熊吉	10,000-	期日取立済	

証書貸付記入帳

日附	取番 引號	借主	元、了	擔保品	擔保品 價額	貸付 金額	利息		取立順未	
							期日	利 日數		步合 金額
8 30	20	森田熊吉	元、了	工場一棟	20,000-	10,000-	11 30	92 叁錢	276-	11 30 元利回收

手形貸付記入帳

日附	取番 引號	借主	元、了	擔保品	擔保品 價額	手形 金額	手形 種類	手形 日附	期日	割引料		取立順未
										日數	步合 金額	
9 10	34	杉山義信	元、了	整理公債壹萬圓	9,400-	9,000-	爲,手	9 10	11 10	62 貳錢	111 60	11 10 取立済

コーロローン元帳

姓名、吉田銀行 職業 住所

日附	日附	借方	貸方	残高
10	1	100,000		100,000
	5		100,000	0

コーロローン記入帳

日附	日附	姓名	元丁	擔保品	擔保品額	貸付額	期限	利息	取立額未
10	1	吉田銀行	1	公債證券	110,000	100,000	無條件	日數 5 歩合 一錢 金額 50	10 5 回收

割引手形元帳 同差引残高記入帳
 割引課所屬 當所割引手形記入帳 他所割引手形記入帳
 割引手形期日帳 荷付爲替手形記入帳

(一) 割引手形元帳

此帳簿は割引手形関係者の義務を記帳するものにして、各債務者毎に口座を設け割引をなせし時其手形金額を借方に満期取立をなせし時之を貸方に記入す。然るに割引手形の義務には直接の仕拂義務と償還義務との二種あるが故、此帳簿には各口座に仕拂義務を記入する部分と償還義務を記入する部分とを設け、即ち左右兩頁に亘りて左方を依頼口として償還義務の記入に宛て、右方を仕拂口として仕拂義務の記入に宛つるものとす。故に今一手形を割引せし時には其仕拂義務は仕拂口座の仕拂口に、又其償還義務は割引依頼口座の依頼口に記入さるゝなり。尙裏書の數回行はれ居る手形に就ては其仕拂義務者は一人なるも、償還義務者は數人あるが故、斯る場合には一手形の割引に付此元帳に二つ以上の口座が設けらるゝなり。尤も銀行が手形の割引をなすは主として割引依頼人の信用

に重きを措くが故、此元帳には支拂人と依頼人との兩口座を設け、割引依頼者以外の償還義務は省略して記帳せざることもあり。

(二) 割引手形元帳差引残高記入帳

此帳簿は割引手形元帳各口座の依頼口及支拂口の残高を記入し、各手形関係者の現在義務高を一目の下に明かにするものにして、支拂口の合計は常に總勘定元帳に於ける割引手形勘定の残高と一致するものとする。

(三) 當所割引手形記入帳 (四) 他所割引手形記入帳

兩帳簿は割引手形を當所と他所とに分ち其手形詳細を記録するものなり。

(五) 割引手形期日帳

多數の割引手形を其支拂期日の順序に記入せる帳簿にして、満期日の同じ手形が同日附の下に集めらるゝなり。尙此帳簿は當所割引手形と他所割引手形とに付別々に設くるを便とす。

(六) 荷付爲替手形記入帳

荷爲替手形に關する詳細を記録する帳簿にして、手形支拂地毎に區別記入す。

割引手形元帳

(依頼口)		姓名、田中雄作		職業……………		住所……………		(支拂口)					
口附	番號	摘要	期日	借方	貸方	残高	日附	番號	摘要	期日	借方	貸方	残高
10 4	8	林田一男 期日取立	11 20	5,000—	5,000—	5,000—	10 30	19	大川八郎	12 31	4,000—		4,000—
11 20						0—							

(依頼口)		姓名、林田一男		職業……………		住所……………		(支拂口)					
日附	番號	摘要	期日	借方	貸方	残高	日附	番號	摘要	期日	借方	貸方	残高
							10 4	8	田中雄作 期日取立	11 20	5,000—	5,000—	5,000—
							11 20						0—

(記入例) 十月四日、田中雄作の依頼に應じ林田一男振出約束手形金五千圓の割引をなす
 期日十一月二十日、取引番號八號
 十月卅日、大川八郎の依頼に應じ田中雄作取引受爲替手形金四千圓の割引をなす
 期日十二月三十一日、取引番號十九號

割引手形元帳差引残高記入帳

姓名	大正 年 月 日		大正 年 月 日		大正 年 月 日	
	依頼口	仕拂口	依頼口	仕拂口	依頼口	仕拂口
亮子						

割引手形期日帳

大正 年 11 月 20 日

番號	依頼人	支拂人	支拂場所	手形金額	順	未
8	田中雄作	林田一男	第三銀行	5,000-		

當所割引手形記入帳

日附	番號	依頼人	元、丁	仕拂人	元、丁	振出人 裏書人	元、丁	手形種類	手形附	期日	金額	割引料		支拂場所	取立	摘要		
												日數歩合	金額					
10 4	8	田中雄作	1	林田一男	2				約手	10 1	11 20	5,000-	48	貳錢	48-	第一銀行	11 20	取立

他所割引手形記入帳

日附	番號	依頼人	元、丁	仕拂人	元、丁	手形種類	手形附	期日	金額	割引料		見返擔保	備考
										日數歩合	金額		

荷付爲替手形記入帳

日 附	番 號	依頼人	荷受人	貨 物			運 送	保 險			手 口	期 日	金 額	割 引	手 料	手 數	料 金	備 考
				種 類	數 量	金 額		種 類	保 費	金 額								

- (一) 送金爲替手形記入帳
- 爲替課所屬
- 送金爲替手形記入帳
 - 支拂送金爲替手形記入帳
 - 他店勘定元帳
 - 同差引殘高記入帳
 - 支店勘定元帳
 - 同差引殘高記入帳
 - 爲替尻利息勘定帳
 - 他所代金取立手形記入帳
 - 取立荷爲替手形記入帳
 - 支拂承諾見返元帳
 - 支拂承諾見返記入帳

他支店へ送金爲替を取組みたる時之に關する詳細を記録する帳簿にして、取組先銀行毎に口座を區別して記入す。

(二) 支拂送金爲替手形記入帳

前と反對に他支店より送金爲替を取組まれたる時之に關する詳細を記録する帳簿にして、先方取組銀行毎に口座を區別して記録すること前帳簿に同じ。

(三) 他店勘定元帳

此帳簿は他店との間に爲替取引より生ずる貸借關係を整理するため使用するものにして、各他店毎に口座を區別して記入す。記帳法に就ては後に他支店勘定の項にて詳述すべし。

(四) 支店勘定元帳

此帳簿は支店との間に生ずる貸借關係を整理するものにして、各地支店毎に口座を區別して記入し、其様式及記帳法總て他店勘定元帳に同じ。尤も本支店間の貸借に付利息計算をなさざる時には次掲他店勘定元帳様式中の利息起算日欄を要せず。

(五) 他店勘定元帳差引残高記入帳 (六) 支店勘定元帳差引残高記入帳

兩帳簿其性質様式相同しく、何れも多数の他店又は支店を有する時各他店又は各支店との貸借關係を一目の下に明かにするがため使用するものにして、様式は前掲當座預金元帳差引残高記入帳に同じ。

(七) 爲替戻利息勘定帳

此帳簿は他支店勘定貸借爲替戻利息計算に使用するものにして、他支店勘定元帳より其利息起算日の順序に貸借金額を轉記し來り、當座預金利息計算法と同方法に依り其計算を行ふものとす。

(八) 他所代金取立手形記入帳

此帳簿は他所代金取立手形の詳細を記録するものにして、取立依頼先銀行毎に又は支拂地毎に口座を區別して記入す。

(九) 取立荷爲替手形記入帳

此帳簿は他支店より荷爲替を取組まれ右荷爲替手形取立の依頼を受けたる時其手形に關する詳細を記録するものにして、依頼先銀行毎に口座を區別記入す。

(十) 支拂承諾見返元帳

此帳簿は銀行が支拂承諾を與へたる依頼者毎に口座を設け、其借方に支拂保證額を記入し貸方に其解除額を記入す。故に各口座の貸借残高は現在各依頼者に對し與へたる保證未解除額を現はすものなり。

(十一) 支拂承諾見返記入帳

此帳簿は各支拂承諾に關する詳細即ち依頼人、保證の種類、保證先、保證金額、保證期間及見返擔保、保證料等に付記録するものなり。

他店勘定元帳

他店名

日附	利息起算日	摘要	借方	貸方	借方	貸方	残高

送金爲替手形記入帳

大阪支店

日附	番號	依頼人	受取人	金額	手合	敷金	料額	摘要
10 5	1	大川善吉	杉野政次	2,500-		1	20	

支拂送金爲替手形記入帳

神戸銀行

日附	番號	依頼人	受取人	金額	支月	拂日	摘要
10 9	1	山内清三	渡邊鐵也	800-	10	10	支拂済

爲替尻利息勘定帳

他支店名

日附	摘要	借方	貸方	借又	残高	日數	借		貸		方利息	貸數	方利息
							積數	利率	積數	利率			

他所代金取立手形記入帳

他支店名

日附	番號	依頼人	振出人	仕拂人	手種	手番	手日	期日	手歩	數金	料額	手形金額	發日	取月	立日	仕拂日	摘要	
																		形類

取立荷爲替手形記入帳
他支店名

日附	借受人	債受人	貨品名	数量	物價額	運機	保額	保額	金額	手形附	引月日	期日	支拂場所	手形金額	取立摘要

支拂承諾見返元帳

姓名、増田幸藏 職業、貿易商 住所、東京市京橋區築地

日附	取引番號	種類	期又期	保証先	摘要	借方	貸方	殘高
10	7	船會社保証		日本郵船會社		29,000		29,000
"	13	"		"	除		29,000	0

支拂承諾見返記入帳

日附	種類	債類	債人	保証先	支拂地	期間	保証金額	解日	見返種類	擔保金額	保証割合	料名	備考
10	7	船會社保証	増田幸藏	日本郵船	東京		29,000	6 10 13				2501013	皇國丸積砂船

- 擔保品記入帳
- 保護預り品記入帳
- 證券課所屬
- 公債證券賣買記入帳
- 地金銀賣買記入帳
- 貸付有價證券記入帳
- 借入有價證券記入帳

(一) 擔保品記入帳
此帳簿は各種の貸出金に對し受入るゝ擔保品に付記録するものにして、擔保物件を主として其出納を記録する場合と、又之を差入るゝ債務者を主として記録する場合とあり。元より各擔保品に就ては各係の帳簿に其詳細を記入するも、元來

擔保品は高價の物品なるに依り各係の出納保管に放任する時は往々不正の行はるゝ等事務整理上宜敷からざるが故、擔保品の出入多き銀行にては必ず専任の係と特別の帳簿とを設け擔保品全體の整理を掌らしむるものとす。

(二) 保護預り品記入帳

保護預りとは銀行が顧客より有價証券、古金銀、貴金屬等の貴重品を預り保管することにして、此帳簿は各保護預りに關する詳細を記録するものなり。

(三) 公債證書賣買記入帳

此帳簿は各種公債證書の賣買に關する詳細を記入するものにして、公債の種類毎に口座を設け記入す。記帳法に就ては同種の公債を異なる相場にて買入れたる時は其都度平均相場を算出し置き賣却したる時賣拂價額欄には賣却相場にて計算したる賣價を記入せず、平均相場にて計算したる買入原價を記入し、賣價と原價との差額は賣買損益欄に記入するものとす。

(四) 地金銀賣買記入帳

此帳簿は地金銀の賣買に關する詳細を記入するものにして、地金と地銀とは口

座を區別して記入す。記入法は公債證書賣買記入帳に同じ。

(五) 貸付有價証券記入帳

此帳簿は貸付有價証券に係る詳細を記録するものにして、即ち貸渡證券に關する詳細之が券面價額、評價額、貸渡期間及貸渡料等を記帳す。時としては借主毎に口座を開き貸渡欄、返戻欄、殘高欄等を設けることあり。

(六) 借入有價証券記入帳

借入有價証券に係る詳細を記録する帳簿にして、記録事項前帳簿に準ず。

擔保品記入帳

口附	預番 證號	姓 名	摘 要	關簿 係丁數	取番 引號	貸出金額	擔 保 品		返 月 日	備 考
							種 類	數 量		
10	5	26	山川幸三	手形貸付	21	2,500-	郵船株	10	3,500-	

保護預り品記入帳

日附	番	姓	名	住	所	品	名	個	数	是	積	價	額	期	限	期	日	手	数	料	返	却	日	摘	要	

諸公債證券買記入帳

四分利付整理公債證券

日附	摘	要	買		入		賣		携		残		高		平均相場	買損	買益
			相場	買額	入額	賣額	携額	携額	額	面額	價額	價額	面額	價額			
10	8	鈴木榮作より買入	92	40,000	—	36,800	—	—	—	—	40,000	—	36,800	—	92	—	—
20	20	津田善助より買入	93	—	40,000	—	—	—	—	80,000	—	74,000	—	92	50	—	
29	29	山川幸三へ賣却	95	—	—	37,200	—	—	—	70,000	—	64,750	—	92	50	—	
12	31	時價評	92	—	—	—	10,000	—	9,250	—	70,000	—	64,400	—	92	—	250

地金銀寶買記入帳

金地金又は銀地金

日附	摘	要	買		入		賣		携		残		高		平均相場	買損	買益
			相場	買個數	入額	賣個數	携額	携個數	額	面額	價額	價額	面額	價額			

貸付有價證券記入帳

日附	番	借	主	種	券	券	面	證	枚	期	日	證	券	價	額	評	額	割	合	期	間	金	料	取	立	備	考
10	4	1	村田新一	第一回四分利整理公債	百圓券	—	—	—	10	7	10	3	1,000	—	950	—	—	一分	—	—	—	—	10	—			

借入有價証券記入帳

備考	通知日	金額	受取期間	借入割合	額		期日	枚数	証券番号	証券種類	証券種類	借入先	借入番号	附
					証券額	評価額								

庶務課所屬
 株式元帳 株式有高帳 株式臺帳
 株式賣買帳 配當金記入帳
 所有物内譯帳 雜費内譯帳

- (一) **株式元帳**
 此帳簿は各株主毎に口座を設け其取得株式、讓渡株式及現在所有株式に係る記録をなすものにして、總勘定元帳に於ける株主勘定の内譯明細帳に外ならず
- (二) **株式有高帳**

(三) **株式臺帳**
 此帳簿は各株券の臺帳にして、即ち株券の番號に基き一枚毎に口座を開き之が拂込金額及賣買讓渡ある毎に其名義書替年月日、讓渡人讓受人等を記入す。

(四) **株式賣買帳**
 此帳簿は株式の賣買ありたる時其賣買に關する詳細を記録するものなり。

(五) **配當金記入帳**
 此帳簿は各株主に支拂ふべき株式配當金に係る詳細を記録するものにして、株主には前以て配當金領收證を送付し置き、支拂は之と引換に行はるゝものとす。

(六) **所有物内譯帳**
 此帳簿は營業用地所家屋什器等の各所有物に付き一々口座を設け、取得額を借方に處分額及減價償却額を貸方に記入す。

(七) 雜費内譯帳

此帳簿は用度係にて支拂ふ雜費の種類内譯を明かにするものなり。

株式元帳

株主姓名 職業 住所

日附	番號	摘要	取		得		高		讓		差		引		遺	
			株數	券面金額	株數	券面金額	株數	券面金額	株數	券面金額	株數	券面金額	株數	券面金額	株數	券面金額

株式有高帳

日附	摘要	大正 年 月 日		大正 年 月 日		大正 年 月 日		大正 年 月 日	
		株數	金額	株數	金額	株數	金額	株數	金額

株式臺帳

第 號 第三圖拂込 第四圖拂込

割印	日附	買讓渡人	買讓受人	頭取印	支配人印

株式賣買帳

讓渡日附	讓渡番號	買讓渡人		株式元	帳丁數	買讓受人		株式元	帳丁數	株式	番號	相場	金額	管手数料	備考
		姓名	住所			姓名	住所								

配當金記入帳

株式元帳丁数	株主姓名	株数	一株ニ對スル配當ノ割合	配當額	配當金受取證番號	支拂日	備考
1	伊藤正也	100	5%	500-	1	1 20	支拂済

所有物内譯帳

什器

日附	摘要	借方	貸方	残高
10 1	事務用机、椅子各十脚	200-		200-
12 31	一割の減價償却		20-	180-

雑費内譯帳

日附	摘要	文房具費	印刷費	電燈費	通信費	交際費	修繕費	乗車費	雑	合計

預け金元帳
 計算課所屬
 借入金記入帳 コールマネー記入帳
 再割引手形元帳 再割引手形記入帳

(一) 預け金元帳

此帳簿は他銀行への預け金に関する記録をなすものにして、預け入金銀行毎に口座を設け記入す。而して手形交換所に加盟し居る場合には、日々の交換尻に付此帳簿に於ける日本銀行口座に記帳が行はるゝものとす。

(二) 借入金記入帳

此帳簿は他銀行よりの借入金に付其詳細を記録するものにして、借入の形式は手形によることあり、又借用證書に依ることあり、相手方は銀行たることあり、又個人或は他會社たることあり、更に又有擔保たることあり、無擔保たることあり、尙當座借越に依る借入金は預け金元帳に依て處理さるゝものとす。

(三) コールマネー記入帳

此帳簿はコール取引に依る借入金の詳細を記録するものにして、其様式性質大體に於て借入金記入帳に同じ。故に特別に此帳簿を設けずして借入金記入帳内に記録することをも得べし。

(四) 再割引手形元帳 (五) 再割引手形記入帳

再割引手形元帳は依頼先銀行毎に口座を設け、再割引をなせし時貸方に期日に其手形が支拂人に依て支拂はれたる時借方に記入す、從て貸借差引残高は現在の償還義務高を表はすものなり。次に再割引手形記入帳は之に關する詳細の記録をなすものにして、割引手形元帳に對する割引手形記入帳の關係に同じ。

預け金元帳
日本銀行

日附	摘要	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
日附	摘要	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方

借入金記入帳

日附	借入先	擔保品	價額	借入金額	期限	期日	利息		支拂日	備考
							利日數	歩合		

コールマシー記入帳

日附	借入先	擔保品		借入金額	期限	利率		息金額	支拂日	備考
		種類	数量			歩合	日数			

再割引手形元帳

日本銀行

日附	摘要	借方	貸方	残高
9 20	割引手形 10 日支拂	30,000	—	30,000
10 30		—	30,000	—

再割引手形記入帳

日附	割手番	依頼先	手形支拂人	期日	割引		料金額	手形金額	期日	備考
					日数	歩合				
9 20	10	日本銀行	中村仙吉	10 30	41	一錢八厘	221.40	30,000	10 30	取立済

(記入例) 割引手形第十號金參萬圓を日本銀行にて再割引す、期日十月三十日
 割引日歩一錢八厘、手形支拂人中村仙吉
 右手形は満期日に中村仙吉日本銀行へ支拂をなす

復習及應用問題

- (一) 主要帳簿と補助帳簿との差異及兩者の各職分如何
- (二) 銀行簿記に於ける日記帳は普通の仕譯日記帳と如何に相違するや

- (三) 各傳票より日記帳へ取引仕譯を移記する關係如何
- (四) 左記取引を日記帳に記入すべし
 - 甲某より金壹千圓を當座預金として入金す
 - 乙某へ金五千圓の手形割引をなし手取金當座預金に振替ゆ割引料金百圓也
 - 丙某振出小切手金七百圓を支拂ふ
 - 丁某へ金貳千圓の手形貸付をなし手取金現金にて支拂ふ此割引料金五拾圓也
 - 乙某振出小切手金八百圓を支拂ふ
- (五) 前記日記帳より總勘定元帳への轉記をなすべし
- (六) 増補日記帳とは何ぞや其目的効用如何
- (七) 日計表とは何ぞや此表の効用如何
- (八) 月計表とは何ぞや此表に於ける現金勘定と他勘定との關係如何
- (九) 補助元帳と補助記入帳との差異如何
- (十) 補助元帳差引殘高記入帳の性質効用如何

第六章 利息計算法

第一節 當座勘定利息計算法

當座預金利息計算法は當座勘定元帳各口座につき、日々の殘高に繼續日數を乗じて積數を求め、此積數に約定の利率を乗じたるものを以て利息となすにあり。之が計算につきて注意すべき事項次の如し。

- (一) 計算期 當座預金利息計算期は決算と同じく年兩度にして、六月及十二月の中旬に行ふ銀行と又五月及十一月の末に行ふ銀行とありて、その五月十一月に行ふものゝ理由は六月十二月が決算月にして事務繁忙なるがためなり。
- (二) 利率 當座預金の利息は日歩計算にして、即ち元金百圓に付一日何錢又は何厘と定められ、其率は金融の繁閑に應じ高低す。
- (三) 殘高の撰定 當座預金は出入頻繁なるが故同日に數個の殘高を生ず、從て何れの殘高を元金として利息を計算すべきかの問題を生じ、其定め方には種々ある

も、普通には最終残高と最低残高とが採用せらる。最終残高に依れば計算は簡單なるも、午前に引出し午後に入るゝことに依て預金者に利息を儲けらるゝが故、最低残高を採用する銀行多しとす。然れども最低残高に依る場合にても其翌日に取引なければ、翌日以後の利息は最終残高につき計算せざるべからず。例へば次掲當座勘定元帳甲某口座に於て十一月十五日には預金残高三つありて、最低は五百圓最終は參萬八千參百拾壹圓なるが故、十五日の當日丈は最低残高五百圓に一日分の利息を付し、翌十六日より廿九日迄は最終残高參萬八千參百圓(百圓未滿切捨)に十四日分の利息を付するが如し。

(四) 日數計算法 當座預金に利息を付すべき日數計算は所謂片落にして、入金日と拂戻日との内孰れか一方を除くものとす。從て其計算法には(一)入金當日より拂戻前日迄となすものと(二)入金翌日より拂戻當日迄となすものとありて、一般には前法を採用す。

(五) 端數切捨 最低残高又は最終残高につき利息を計算するに當り、一般に百圓未滿の端數は切捨て利息を付せざるものとす。例へば残高參千四百八拾七圓と

あれば八拾七圓は切捨て參千四百圓に經過日數を乘じ積數を計算するが如し。尙一般に残高が五百圓以下なる時には利息を仕拂はざるを常とす。換言せば五百圓以上の残高につき百圓未滿の端數を切捨て利息を計算するを普通とす。當座貸越に對する利息の計算も亦當座預金に對する利息の計算と同時に同口座につき行はるゝものとす。然れども其計算法は當座預金の場合と少しく趣を異にす。先づ利息を付すべき残高の撰定に就ては、同日に數個の貸越残高ある時には最終残高に依る場合と最高残高に依る場合とあり。前者は計算簡單なるも預金者が午前に借出し午後に入金すれば貸越利息を得ざるの不利あるが故、一般には最高残高に依るなり。元より此場合にても其翌日に取引なければ翌日より返金日迄の利息は最終残高につき計算せざるべからず。例へば次掲當座勘定元帳甲某口座に於て十一月三十日には貸越残高二つありて、最高は千六百八拾八圓最終は六百八拾八圓なるが故、最高残高に當日一日分の利息を付し、翌十二月一日より十五日迄は最終残高に對し十五日分の利息を付するが如し。次に残高に乘すべき日數の計算は普通の貸付利息の場合同様所謂兩端入れなる故貸越當日よ

り返金當日迄の経過日数を採るものとす。自然貸越が消滅し預金の生じたる日は貸越日数の計算と預り日数の計算との双方に加はり、其結果日数欄の合計が其期間の経過日数と一致せざるに至る。尙貸越利息の計算に當り其元金につき圓未満の端数は普通に切捨となす。

以上當座預金と當座貸越との利息が當座勘定元帳につき計算さるれば、同元帳利息欄にて預金利息合計と貸越利息合計との差引額を求め、此金額を口座繰越日附にて當座勘定に振込の記帳をなす。即ち利息は之を現金にて仕拂ひ又は取立つることなく當座預金に振替となし、預金者には利息計算書を送附して其承認を求むるものとす。

第二節 特別當座預金利息計算法

特別當座預金の利息計算法は大體當座預金利息計算法に準ずるものとす。即ち日歩計算にて日々の最低残高又は最終残高に對し入金當日より拂戻前日迄の経過日數に係る利息を附す。而して利息を付する元金に就ては壹圓以上、五圓以

當座勘定元帳

通帳番號 001 小切手番號 1—50		甲 某		貸越極度 ¥5,000										
大正 10年	摘要	小切手號	借方	貸方	借入貸	殘高	日數	積方	貸方	貸方	利歩	利借	貸方	貸方
10 30	貸" 替所	1	6,500 00	7,000 00	貸"	7,000 00	1	112,000	500	一錢			11 20	05
11 15	通" 換	2	21,000 00	49,311 20	"	500 00	14	536,200		"			53 62	
" "	換	3	40,000 00	9,500 00	"	38,311 20	1	1,688		"			2 06	
" 30	換	4	6,850 00	1,000 00	借"	1,683 80	15	10,320		二錢			64 87	
12 15	換		17,104 70	24,643 50	貸"	23,954 70	47	12,008	648,700				2 40	
" "	換		91,454 70	91,454 70	貸"	17,104 70							62 47	
12 15	前期繰越			17,104 70	貸"	17,104 70								
" "	前期利息			62 47	貸"	17,167 17								

上拾圓以上五拾圓以上等種々の定めありて其金額各行一定せず。唯積数の計算に當り壹圓未満の端数は一般に切捨となす。尙口座の締切法、繰越手續及利息振込手續等は總て當座勘定に同じ。

第三節 定期預金利息計算法

定期預金の利息は年歩にて定められ其期間は三ヶ月、六ヶ月、一ヶ年等月數又は年數にて定めらるゝ故之が計算は當座預金及特別當座預金の利息計算に比し極めて簡單なりとす。而して預け主の都合に依り期限前に之が拂戻をなす場合には、約定の年利歩合に依らず普通に預り當日より拂戻前日迄の日數に對し特別當座預金の利率を以て日歩計算に依る利息を仕拂ふものとす。

復習問題

(1) 次掲當座勘定元帳甲商店口座の利息計算を行ふべし (利息計算日六月十五日、同日附にて利息振込の事)

預金 利子		甲 商店		貸越 利子	
日 附	摘 要	借 方	貸 方	借 方	貸 方
5 1	振 通	4,000	5,230	貸	5,230
20	振 次		8,490	貸	1,230
4	換	6,500		貸	9,720
6	振	7,000		借	3,220
10	振		6,000	借	3,780
					2,220

第七章 決算

銀行は其事業年度を毎年上半期下半期の兩度に分ち、六月及十二月の末日に於て半期決算を行ひ、營業の成績及資産負債の状況を明かにす。以下銀行の決算につき次の四項に分ち説明すべし。

- (一) 豫備手續(棚卸評價)
- (二) 補助簿の締切
- (三) 總勘定元帳の締切及繰越日記
- (四) 決算報告表の調製及利益金の處分

第一節 豫備手續

凡そ銀行各半期の營業成績を出來得る限り正確に算出するには、決算に際し左記諸項に付整理を要す。(一) 銀行所有資産中有價證券は其相場に絶へず變動あるが故、決算期には其評價を新たにし最も正しき價額に依て計算すること。(二) 建物及什器には時の経過と其使用とに依て物質的減價あるが故、此減價に對し毎決算期に其價額と壽命とに應ずる相當の銷却をなすこと。(三) 利息に就て既に支拂期

に達し未だ支拂はれ居らざるものは勿論未だ支拂期には達し居らずとも其期間に既に發生し居るものは、是等を當期の損益計算に加へ他方に之を負債として計上すること。(四) 既收割引料に就き其内の未經過分を當期の損益計算より除き、之を一種の負債として處理すること。

(一) 有價證券の評價

銀行は各種の國債、地方債、株券、社債券等を巨額に所有するが故、是等の評價如何は大に銀行の利益金に影響するものなり。我商法は時價を越ゆる評價を許さざるが故、決算期に是等證券の時價が原價より低き時は當然低き時價に引下げ、其差額を評價損失となさざるべからず。然れども反對に時價が原價より高き場合に、高き時價に引上げ評價利益を算出することは堅實を貴ぶ銀行會計の採らざる所にして、斯る場合は原價にて其評價を繼續すべきものとす。而して有價證券を低き時價に切換へ評價損失を算出せし場合の仕譯法は、曩に勘定科目の項にて説明せしが如く、有價證券價額銷却勘定又は財産評價損勘定を借方に當該有價證券を現はす資産勘定を貸方に仕譯するにあり。

(二) 建物及什器の減價銷却

建物及什器に係る正確なる評價法は決算期に是等資産を實査して幾何の物質的減價ありしかを確め其價額を評定するにあり。然れども此方法は建物に就ては不可能なるが故普通に建物に就ては其壽命年數と廢物價額とを見積り原價より右廢物價額を差引きたる減價額を壽命期間中の各年度へ平均に割宛て銷却するものとす。而して之に關する記帳法は損益勘定又は建物價額銷却勘定の借方と建物勘定又は建物減價銷却準備金勘定の貸方とに記入すること曩に營業用土地建物勘定の項にて述べたるが如し。尙什器に就ては建物の如く每期減價銷却を行はずして消耗破損の爲め實際使用に耐へざるに至りし時其價額を一度に銷却する方法の採用さるゝことあり。

(三) 未拂利息の整理

未拂利息とは決算期に於て各種預金就中定期預金に係る發生利息の未拂分を損益勘定に計上する時一種の負債として設くる整理勘定たり。凡そ預金に對する仕拂利息は當期に發生せるものも其仕拂期の關係上之が次期に至り仕拂はる

ゝことあるが故若し實際の仕拂額に依て各期間の利息額を計上する時は當期の利息が次期の負擔となり自然損益が一方に偏し營業成績の眞想を知る能はざるに至るべし。故に各期間の損益計算を正しく行ふためには各期間に發生せし利息は總て其期の損失として計上せざるべからず。之が爲めには既に法律上の支拂期到來し居りて未だ仕拂はれ居らざる利息は勿論縱令法律上の仕拂期は次期に係るものにも當期間に於て既に發生せし利息は當期の利息勘定に加へざるべからず。唯此問題の發生する定期預金は其口數多き故各定期預金に付一々未拂利息を計算することが非常に手數なるときには之が計算は概算額に依るも可なり。而して期末に未拂利息を計上せし場合の記帳法は利息勘定の借方と未拂利息勘定の貸方とに記入し前者は之を當期の損益計算に加へ後者は一種の負債として次期に繰越し次期に至り之が仕拂はれたる時同勘定を消滅せしむるにあり。

然るに満期日が次期に到着する定期預金につき當期に發生せる利息を計上し之を上記の如く未拂利息勘定を以て處理せし時次期に至り其満期日に仕拂ふ利息

を前期に発生せしものと当期に発生せしもの二つに分ち前者は未拂利息勘定に係る出金後者は利息勘定に係る出金として記帳するは取扱上不便なるが故此不便を除去するには次期の最初に於て前期末に設けたる未拂利息勘定を利息勘定の貸方に振替へ置くを要す。斯くすれば満期日に仕拂ふ利息の全額を利息勘定を以て処理し得るの便あるなり。

(四) 未経過割引料の整理

未経過割引料とは割引手形及手形貸付等に係る既收割引料の内次期に属する部分を一種の負債として現はすものにして未拂利息同様各營業期の損益計算を正しく行ふ爲め期末に於て設くる整理勘定なり。凡そ銀行の受取る割引料は手形割引の際其満期日迄に生ずる利息全部を前取するものなるが故若し割引期間が兩年度に跨る時には前期が後期の分をも取得する道理なり。従て損益計算を正確公平に行ふ爲めには斯る割引に就ては期末に其期間の受取割引料中次期に係る分を未経過割引料勘定に振替ゆることに依て之を其期間の利益より取除き次期へ負債として繰越さざるべからず。例へば今十一月二日に翌年一月三十日

満期の手形金五萬圓を日歩三錢にて割引し此割引料金千參百五拾圓を取得せりとせば此内の三分の一は未経過分即ち次期に係る利益なり。故に此金額次期末には左記仕譯の下に割引料を当期の利益より控除し之を一種の負債として次期に繰越すを要す。

(借) 割引料

四五〇

(貸) 未経過割引料

四五〇

而して斯く負債として繰越されたる未経過割引料は次期に至れば其期の割引料となるが故次期の最初には前掲仕譯を反對に記帳して未経過割引料を再び割引料に振戻し置くを要す。尙未経過額の計算は各手形につき一々之を精算すべきも斯る手形が非常に多數ある場合には手數省略上其概算額に依るの止むを得ざるべし。

第二節 補助簿の締切

補助簿は決算に際し總勘定元帳に於ける關係口座の記帳と突合はし元帳記入の正否を確むる役立をなすものにして大體に於て之を補助元帳と補助記入帳と

の二種に區別し得るが故、次に右區別の下に是等の締切手續を説明すべし。

(一) 補助元帳の締切

割引手形元帳、諸貸付元帳、預け金元帳等所謂補助元帳の締切法は、次に説明する。總勘定元帳に於ける資産負債勘定口座の締切手續に準じ、各口座の残高を次期へ繰越し之が締切を行ふものとす。即ち各口座に付其残高を貸借双方の中金額の小なる方へ次期繰越として朱記し以て貸借を平均せしめ締切り、更に次期最初の日附にて前に朱記せし金額を貸借反對の方へ前期繰越として黒記すること次に一例として掲ぐる割引手形元帳に見るが如し。而して是等の補助元帳に就ては何れも各口座の繰越高を合計せる金額を總勘定元帳に於ける當該勘定口座の残高と突合はし兩者の相一致するかを檢するを要す。尙補助元帳中當座預金元帳特別當座預金元帳等の如く一般の決算日と異なる日に締切が行はるゝものに就ては決算日に再び締切をなすの必要なきも、之を總勘定元帳關係勘定口座の残高と突合はし其一致を檢するの必要あることは他の補助元帳に同じ。

割引手形元帳

(依頼口)				太田金兵衛 雑貨商				(仕拂口)					
大正10年	番號	摘要	期日	借方	貸方	残高	大正10年	番號	摘要	期日	借方	貸方	残高
7	10 12	村井喜平	9 20	5,000	—	5,000	10	30 18	羽田次郎	11/1 10	3,500	—	3,500
9	20 //	取立		—	5,000	0	12	31	次期繰越		—	3,500	—
11	80 29	杉野勇次	11/1 30	4,800	—	4,800			前期繰越		—	—	3,500
12	31	次期繰越		—	4,800	—	11/1 1		前期繰越		3,500	—	—
11/1	1	前期繰越		4,800	—	4,800					—	—	—

(二) 補助記入帳の締切

定期預金記入帳、割引手形記入帳、諸貸付記入帳、代金取立手形記入帳等所謂補助記入帳の締切は單に其主要なる金額欄を合計して締上げ置くに止まり、補助元帳の如く其受拂未済額に付繰越手續を採るの要なし。即ち次に一例として掲ぐる

定期預金記入帳に見るが如し。而して補助記入帳に就ても亦總勘定元帳に當該勘定口座のあるものは、前者の合計額及受拂未済額を後者の合計額及殘高と突合はし其一致を檢するものとす。

定期預金記入帳

日附	預金主	身分	住 所	期 限	期 日	金 額	利 息 合	利 息	支 拂 額 未
9 1	149	星澤久次	東京市牛込區辨天町	三ヶ月	10 12	2,000	四分	50	12
10 4	150	野木太郎	芝區高木町	六ヶ月	11 4	4,000	五分	100	1
11 20	151	中井泰作	市神田區錦町	"	" 5 20	6,000	"	150	1
						12,000			元利支拂

(三) 其他の補助簿の締切

何々元帳及何々記入帳と稱せらるゝもの以外の補助簿に就ては、大體前兩者の何れかに準じ、或者は繰越手續を採り、或者は單に金額欄を合計して締切りが行はるゝものと知るべし。

第三節 總勘定元帳の締切及繰越日記

主要帳簿中、日記帳及増補日記帳の兩者は日々之が締切を行ふが故、決算に際し別に何等の手續を必要とせず。從て主要簿に係る決算締切は専ら總勘定元帳につき行はるゝものにして、營業の成績及財政の狀況は總て此帳簿より見出さるゝなり。以下之が締切手續を順序的に列舉説明すべし。

(一) 期末月計表を調製すること 是れ總勘定元帳各口座に締切手續を施すに先ち其期間の轉記正否を確むるため最後の合計殘高試算表を調製することにして、轉記の正しきためには此表の貸借合計が相平均するを要するは勿論、尙此表の現金勘定借方金額が他の諸勘定貸方金額の合計に一致し、同時に現金勘定貸方金額が他の諸勘定借方金額の合計に一致するを要するものとす。

(二) 期末月計表の調製に依て記帳の正否が確めらるれば、次に各口座に對して締切手續を施す。之がためには全口座を其性質上損益に屬するものと資産負債及資本に屬するものとの二つに區別し、二者其手續に於て多少の相違あり。

先づ損益に属する各勘定口座に就ては其貸借差引残高を決算日附にて金額の小なる方へ損益として朱記し、以て其口座の貸借を平均せしめて締切り、同時に元帳へ損益勘定の口座を設け之に各残高を當該科目名を以て損失は借方に利益は貸方に振替記入し、斯くて一切の損失利益を損益口座に集むるものとす。従て損益口座の貸借差引残高は其期間の純損益金を現はすものにして、之を金額の小なる方へ決算日附にて當半期損益として朱記し、以て其貸借を相平均せしめ口座の締切をなす。而して此口座の残高は出資者に對する準負債として資産負債に属する勘定口座の残高と共に次に説明する繰越日記を経て次期へ繰越さるゝものとす。

商業簿記にては以上損益勘定への振替記入が總て仕譯帳を經由するに對し銀行簿記にて是等が日記帳を經由せざるは、日記帳の性質が是等を現金取引として記帳するを要する爲め煩雜手數なると、又純損益金さへ日記帳を經由すれば各損益勘定の經由せざることとは其後に調製する月計表上現金勘定金額と其他の勘定金額合計とが貸借反對に符合することを妨げざるとに因るものなり。

(三) 次に資産負債及資本に属する各勘定口座に就ては、其貸借差引残高を決算日附にて金額の少なる方へ次期繰越として朱記し以て其口座の貸借を相平均せしめ締切りをなす。而して各口座の残高を次期へ繰越すには商業簿記に於けるが如く直接元帳にて其手續を行はず、一旦是等を日記帳に記入し同帳簿より轉記することに依て繰越が行はるゝものにして、此日記帳を繰越日記と稱す。

損失利益に係る各勘定の残高を損益口座に集合するの手續が日記帳を經由せざるに拘はらず、資産負債及資本の次期繰越が特に日記帳を經由するの理由は、是等は何れも其後の月計表に現はるゝものなるが故、同表上現金勘定の金額と其他の勘定金額の合計とが貸借反對に符合するの原則を維持せんが爲めに外ならず。

(四) 繰越日記の調製法は日記帳の上部欄外に繰越日記と記載して、決算日の翌日即ち次期最初の日附にて、負債及資本即ち元帳に於ける貸方残高は借方に、資産即ち元帳に於ける借方残高(但し現金は除く)は貸方に記入し、尙損益勘定の残高は前期損益なる名稱に依りて、純利益なれば借方に純損失なれば貸方に記入し、各

勘定の金額は貸借共直に合計欄に記入す。此結果借方合計欄の和は貸方合計欄の和よりも現金勘定の残高丈大なるが故、此差額を本日残高として貸方合計に加へ以て日記帳を締切るものとす。而して繰越日記帳より元帳への轉記法は普通の日記帳より轉記する場合と同様にして、即ち摘要欄の科目は何れも元帳當該口座へ貸借反對に轉記し、現金勘定は合計欄の各々高を以て貸借其儘に轉記し、同口座の残高欄に兩者の差額を現はすなり。

次に繰越日記帳の一例を掲げ、尙之より總勘定元帳三四關係口座へ轉記をなせる様式を掲ぐべし。

日 記 帳

借 方 (繰越日記) 大正11年1月1日

(40) 貸 方

振動 善定	摘 要	元、 丁	振 入	現 入	合 計	振動 善定	摘 要	元、 丁	振 出	現 出	合 計
	(株 金) (株 座預金) (定 期預金) (特 別當座預金) (預 金手形) (前 期損益)	1			500,000 — 97,755 — 115,000 — 12,000 — 9,800 — 4,245 —		(拂 込未済株 金) (手 形貸付) (割 引手形) (當 座貸越) (預 け金) (公 債證書) (地 所家屋) (什 器)	2			125,000 — 170,000 — 161,500 — 9,708 — 83,128 — 55,700 — 70,000 — 2,700 —
		15			738,800			15	本日 残高		678,736 — 60,064 — 738,800 —

總勘定元帳

大正10年		摘要	丁數	借方	貸方	借貸又	殘高
7	1	日記帳			500,000	貸	500,000
12	31	次期繰越		500,000			
				500,000	500,000		
11/1	1	繰越日記	40		500,000	貸	500,000

拂込未済株金 (2)

7	1	日記帳		250,000		借	250,000
10	5	" "			125,000	"	125,000
12	31	次期繰越			125,000		
				250,000	250,000		
11/1	1	繰越日記	40	125,000		借	125,000

現金 (15)

12	30	日記帳	38	借
	31	" "	39	"	60,064
		次期繰越			60,064		
				2,689,500	2,689,500		
11/1	1	繰越日記	40	738,800	678,736	借	60,064

前期損益 (20)

11/1	1	繰越日記	40		4,245	貸	4,245
------	---	------	----	--	-------	---	-------

第四節 決算報告表の調製及利益金の處分

- (一) 以上主要簿及補助簿の締切を終れば、本店は本店丈の決算報告表即ち損益計算書貸借対照表及財産目録を調製して、各地支店より決算報告書の到着を待つ。
- (二) 各地支店より決算報告書到着せば、本店にて本支店合併の損益計算書貸借対照表及財産目録を調製す。

- 本支店決算諸表合併手續に就ては後章本支店計算合併の項にて説明すべし
- (三) 次に各地支店の純損益金を本店の純損益金に加へて銀行全體の純損益金を見出し、之が處分案を先づ重役會にて決定し、決算報告書類と共に右處分案を株主總會に提出して其決議を経たる上、前期損益勘定を諸積立金、配當金及賞與金等の諸勘定に振替へ、茲に全然半期決算の終了を告ぐるものとす。

● 支店純損益金を本店純損益金に合算するに要する記帳關係に就ては後章本支店計算合併の項にて説明すべし

次に銀行の決算報告表即ち損益計算書、貸借対照表及財産目録の各雛形を示さん。

是等諸表の性質及調製法は商業簿記にて調製する是等の諸表に同じ。従て財産目録には資産のみならず負債をも亦之に掲載するを要す。然るに多数の銀行が調製する此目録は次掲雛形に見るが如く、資産勘定のみ内譯を記載して負債勘定は一切之を記載せず。是れ舊商法にて財産目録への記載事項に負債を加へざりし當時の様式を今日猶因襲するの致す所にして、現行商法の下には之に負債の内譯をも記載するの必要あるや勿論なりとす。

第何期 自 年 月 日 損益計算書

損 失 金 額		利 益 金 額	
利息		利息	
割引料		割引料	
手数料		手数料	
外國爲替賣買損		有價證券利息	
有價證券賣買損		株式配當金	
滞貸金銷却		外國爲替賣買益	
有價證券價額銷却		有價證券賣買益	
建物價額銷却		公債社債償還益	
税金		雜 益	
給料		
旅費		前期繰越金	
營業費			
雜費			
.....			
当期純益金			

第七章 決算

財 産 目 録

大正 年 月 日

第七章 決算

種 類	摘 要	金 額
證 書 貸 付通	
手 形 貸 付枚	
當 座 預 金 貸 越口	
コ ー ル ロ ー ン口	
割 引 手 形枚	
荷 付 爲 替 手 形枚	
他 店 へ 貸箇處	
仕 拂 承 諾 見 返口	
預 け 金口	
大 藏 省 證 券	債 還 期.....	
諸 公 債 證 書	何.....公債 額面.....圓	
社 債 券	何會社々債 券面.....圓	
株 券	何會社株券株	
貸 付 有 價 證 券口	
營 業 用 土 地 建 物	地坪.....坪 建坪.....坪	
營 業 用 什 器點	
所 有 動 產 不 動 產點	
拂 込 未 濟 資 本 金	現株主.....名 株數.....株	
現 金	

第何期末年月日貸借對照表

資 産	金 額	負 債	金 額
拂込未濟資本金		資 本 金	
證 書 貸 付		法 定 準 備 金	
手 形 貸 付		何 積 立 金	
當 座 預 金 貸 越		公 金 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		當 座 預 金	
割 引 手 形		特 別 當 座 預 金	
荷 付 爲 替 手 形		通 知 預 金	
買 入 外 國 爲 替		定 期 預 金	
利 付 爲 替 手 形		預 金 手 形	
他 店 へ 貸		別 段 預 金	
仕 拂 承 諾 見 返		賣 渡 外 國 爲 替	
預 け 金		他 店 より 借	
大 藏 省 證 券		仕 拂 承 諾	
諸 公 債 證 書		借 入 金	
社 債 券		コ ー ル マ ネ ー	
株 券		再 割 引 手 形	
貸 付 有 價 證 券		未 拂 配 當 金	
地 金 銀		未 拂 利 息	
營 業 用 土 地 建 物		未 經 過 割 引 料	
營 業 用 什 器		借 入 有 價 證 券	
所 有 動 產 不 動 產		前 期 繰 越 金	
現 金		當 期 純 益 金	

銀行簿記教科書

復習問題

- (1) 銀行決算の時期如何
- (2) 銀行の決算に必要な豫備手續如何
- (3) 有價證券の評價法及之に係る記帳法如何
- (4) 營業用建物及什器の評價法及之に係る記帳法如何
- (5) 未拂利息及未経過割引料とは何ぞや。是等の整理法如何
- (6) 補助元帳及補助記入帳の決算締切法及總勘定元帳との突合せ關係如何
- (7) 總勘定元帳に於て損益に係る勘定口座と資産負債に係る勘定口座とは決算締切上如何なる相違ありや
- (8) 損益に係る勘定口座の締切手續が日記帳を經由せざる理由如何
- (9) 繰越日記とは何ぞや、銀行簿記にて之を必要とする理由如何

第八章 記帳練習例題

當例題は他店及支店との間に起る爲替取引を包含せず
次の帳簿組織の下に左記取引例題の記帳決算を試むべし

主要簿

日記帳	増補日記帳	總勘定元帳	總勘定元帳差引殘高記入帳	日計帳
				月計表
補助簿	收納帳	仕拂帳	預け金元帳	當座勘定元帳
	特別當座預金元帳	定期預金記入帳	預金手形記入帳	
	割引手形元帳	當所割引手形記入帳	證書貸付元帳	
	證書貸付記入帳	手形貸付元帳	手形貸付記入帳	
	公債證書賣買記入帳	當所代金取立手形記入帳		

記帳凡例

- (一) 現金收納に關する取引に就ては收納傳票(入金票)を作り、之に依て收納帳其他關係の各補助簿に記入したる上、最後に之を日記帳記入の材料となす。
- (二) 現金仕拂に關する取引に就ては仕拂傳票(出金票)を作り、之に依て仕拂帳其他關係の各補助簿に記入したる上、最後に之を日記帳記入の材料となす。
- (三) 振替取引に就ては振替傳票(振替票)を作り、之に依て關係の各補助簿に記入したる上、最後に之を日記帳記入の材料となす。
- (四) 補助簿中收納帳及仕拂帳の兩者は日々之が締切をなす。而して仕拂帳に於ける日々の残高は翌日の仕拂資金欄に繰越し置くものとす。
- (五) 以上補助簿への記帳及收納仕拂兩帳簿の締切を終れば、全傳票に依て當日の總取引を日記帳に記入し、之より總勘定元帳へ轉記をなし、最後に日計表又は月計表を調製し、之を以て當日の記帳を終るものとす。
- (六) 日記帳への記入を終れば次の検査をなすものとす。
 - 一、振替欄の合計が貸借相平均するや

- 一、借方現金欄の合計が收納帳合計と相一致するや
- 一、貸方現金欄の合計及本日残高が仕拂帳の合計及同残高と各相一致するや

株式會社敷島銀行第一期營業日誌

各取引の後に附記せる帳簿名は當例題に使用する補助簿として本章の初に掲げある範圍内にての關係帳簿を示したるに止まり、實地には尙幾多の關係補助簿あるものと知るべし。

昭和十一年四月二十日

- (1) 株式會社敷島銀行設立に關する諸般の手續を終へ營業を開始す
株金總額貳百萬圓、一株金額五拾圓、株數四萬株。各株主より株金第一回拂込として一株につき金拾貳圓五拾錢宛合計金五拾萬圓也を現金にて受入る
● (振替票) 收納帳
- (2) 創業費金貳千五百圓也を發起人石山堅太郎へ現金にて仕拂ふ

●(出金票) 仕拂帳 以下(7)の取引迄同断

(3) 日本建物會社より營業用土地建物買入れ此代金拾萬圓也現金にて仕拂ふ

(4) 前記建物に一部模様替工事を施し此代金壹千圓也大工東寅吉へ現金仕拂ふ

(5) 營業用什器次の通り買入れ此代金現金にて仕拂ふ

一、電話 金八百圓也 内海商會へ

一、金庫 金壹千五百圓也 貝塚商會へ

一、事務用机椅子 金五百圓也 松田商店へ

(6) 東京電燈會社へ電燈取付費金參拾圓也現金にて仕拂ふ

(7) 文房具及郵便切手端書代金參拾五圓也を用度係へ現金にて仕拂ふ

(8) 森田榮吉より甲號五分利付整理公債證書額面拾萬圓也を九拾四圓替にて買入れ此代金九萬四千圓也現金にて仕拂ふ

●(出金票) 公債證書賣買記入帳 仕拂帳

(9) 増田常藏より特別當座預金として現金參千圓也を預る、通帳番號一號

●(入金票) 收納帳 特別當座預金元帳

(10) 岩見重吉と當座取引を開始し現金壹萬圓也を預る(通帳番號一〇一號 小切手番號一〇一五〇)

貸越極度貳萬圓、貸越日歩四錢、此根抵當日本郵船株百五拾株

●(入金票) 收納帳 當座勘定元帳

(11) 横山信太郎より現金五千圓也を預り預金手形第一號を振出す

●(入金票) 收納帳 預金手形記入帳

(12) 預金利息歩合當分次の通り定む

一、當座預金 日歩一錢 一、特別當座預金 日歩一錢四厘

一、定期預金 三箇月以上年六分 六箇月以上年六分五厘

◎日計表を調製すべし 本日現金殘高金參拾壹萬七千六百參拾五圓也

四月三十日

(13) 山口龜之助より定期預金として現金貳萬圓也を預る、期限六ヶ月、證書番號一號

●(入金票) 收納帳 定期預金記入帳

(14) 野村金三郎へ東京電燈株七百株此時價五萬六千圓を擔保として金四萬圓也の

手形貸付をなし此利息日歩參錢五厘の割にて差引き手取金現金にて拂渡す
期限五月三十日取引番號一號

●(振替票) 手形貸付元帳 手形貸付記入帳 仕拂帳

(15) 松本武雄より特別當座預金として現金貳千圓也を預る、通帳番號二號

●(入金票) 收納帳 特別當座預金元帳

(16) 佐本八郎へ同人所有土地建物此價額拾五萬に抵當權設定の上金八萬圓也の證書貸付をなし此金額現金にて拂渡す、期限六箇月、利息日歩四錢、取引番號一號

●(出金票) 證書貸付元帳 證書貸付記入帳 仕拂帳

(17) 岩見重吉振出小切手第一號金五千圓也を持參人へ現金にて仕拂ふ

●(出金票) 當座勘定元帳 仕拂帳

(18) 佐藤長藏と當座取引を開始し現金五千圓也を預る(通帳番號A 51002號) 小切手番號51001號) 貸越極度壹萬圓貸越日歩四錢、此根抵當臺灣銀行株百株

●(入金票) 收納帳 當座勘定元帳

(19) 當行振出横山信太郎宛預金手形第一號金五千圓也を持參人へ現金にて仕拂ふ

●(出金票) 預金手形記入帳 仕拂帳

(20) 岩見重吉の依頼に應じ次の商業手形割引をなし手取金同人當座勘定に振替ゆ
太田喜平振出岩見重吉宛約束手形金貳萬圓也、振出日附四月十六日、期日五月十五日、割引日歩參錢、取引番號當所一號

●(振替票) 割引手形元帳 當所割引手形記入帳 當座勘定元帳

(21) 旭生命保險會社より定期預金として現金五萬圓也を預る、期限六箇月、證書二號

●(入金票) 收納帳 定期預金記入帳

(22) 佐藤長藏振出小切手第五十一號金參千圓也を持參人へ現金にて仕拂ふ

●(出金票) 當座勘定元帳 仕拂帳

(23) 澁谷健一へ東洋汽船會社々債券此價額八萬圓を擔保として金六萬七千圓也の手形貸付をなし、期日六月十五日、此利息日歩參錢七厘の割にて差引き手取金は現金にて拂渡す、取引番號二號

●(振替票) 手形貸付元帳 手形貸付記入帳 仕拂帳

(24) 佐藤長藏の依頼に依り次の商業手形割引をなし手取金の内壹萬圓也に對して

は同人宛預金手形第二號を振出し、殘額當座勘定に振替ゆ、取引番號當所二號、秋山豐次振出佐藤長藏宛約束手形金參萬圓也、振出日附四月廿五日、期日五月三十日、割引日步參錢八厘

●(振替票) 割引手形元帳 當所割引手形記入帳 預金手形記入帳 當座勘定元帳

(25) 岩見重吉より代金取立のため次の當所拂手形を預る、取引番號當所一號、市川繁彌振出約束手形金參千圓也、振出日附四月二十日、期日五月十五日

●(當所代金取立手形記入帳)

(26) 雜費金七拾八圓也を用度係へ現金にて仕拂ふ

●(出金票) 仕拂帳 (27)の取引同斷

(27) 本月分役員給料合計金參百圓也を現金にて仕拂ふ

◎月計表を調製すべし 本日現金殘高金拾九萬五千八百五拾六圓拾參錢也

五月十五日

(28) 谷村泰作より定期預金として現金壹萬圓也を預る、期限三箇月、證書番號三號

●(入金票) 收納帳 定期預金記入帳

(29) 濱口五郎と當座取引を開始し次の通り預る (通帳番號 A〇〇三號、小切手番號 一〇一―一五〇)

一、現金

金貳千圓也

一、當行振出佐藤長藏宛預金手形第二號 金壹萬圓也

●(振替票) 收納帳 預金手形記入帳 當座勘定元帳

(30) 割引手形當所一號滿期取立をなし仕拂人太田喜平より右手形金額貳萬圓也現金にて受取る

●(入金票) 收納帳 割引手形元帳 當所割引手形記入帳

(31) 日本銀行と當座取引を開始し現金五萬圓也を預入る、借越極度參萬圓、借越日步貳錢五厘、此根抵當甲號五分利付整理公債證書

●(出金票) 預け金元帳 仕拂帳

(32) 東京手形交換所に加盟し保證金として甲號五分利付整理公債證書額面壹萬圓を預入る

(33) 荒川菊藏へ三菱倉庫會社發行倉庫證券第百號此貨物臺灣米壹萬袋價額拾四萬

圓を擔保として金九萬圓の手形貸付をなし此利息日歩參錢八厘の割にて差引き手取金現金にて拂渡す期限六月三十日取引番號第三號

●(振替票) 手形貸付元帳 手形貸付記入帳 仕拂帳

(34) 増田常藏へ特別當座預金貳千圓也を現金にて拂渡す

●(出金票) 特別當座預金元帳 仕拂帳

(35) 當行を仕拂場所となせる岩見重吉振出約束手形金壹萬圓也滿期取付を受け同人當座勘定より之が仕拂をなし右手形と引換に同人振出小切手二號を受入る

●(出金票) 當座勘定元帳 仕拂帳

(36) 佐藤長藏振出小切手第五十二號金八千圓也に仕拂保證をなす

●(振替票) 當座勘定元帳 (佐藤長藏口座借方記入) 仕拂保證口座貸方記入

(37) 松本武雄より特別當座預金として次の通り受取る

一、現金

金五百圓也

一、濱口五郎振出當行宛小切手第一〇一號 金壹千圓也

●(振替票) 收納帳 當座勘定元帳 特別當座預金元帳

(38) 岩見重吉振出當行宛小切手第三號金七千圓也を高田三郎より受入れ此内五千圓也に對しては同人宛預金手形第三號を振出し殘額現金にて拂渡す

●(振替票) 當座勘定元帳 預金手形記入帳 仕拂帳

(39) 太田喜平の依頼により次の手形割引をなし、尙同人とは本日當座取引を開始し手取金當座勘定に振替ゆ(通帳番號A一〇四號 小切手番號一五一二〇〇號)

佐藤長藏振出太田喜平宛約束手形金參萬五千圓也、振出日附五月五日、期日六月十五日、割引日歩參錢五厘、取引番號當所三號

●(振替票) 割引手形元帳 當所割引手形記入帳 當座勘定元帳

(40) 當所代金取立手形第一號滿期取立をなし仕拂人市川繁彌より右手形金額參千圓也を現金にて受取る

●(入金票) 收納帳 當所代金取立手形記入帳 當座勘定元帳

◎日計表を調製すべし 本日現金殘高金七萬八千九百六拾參圓五拾參錢也

五月三十日

(41) 松本武雄へ特別當座預金壹千八百圓也を現金にて拂戻す

● (出金票) 特別當座預金元帳 仕拂帳

(42) 成瀬富藏へ甲號五分利付整理公債證書額面四萬圓也を九拾七圓替にて賣渡し此代金參萬八千八百圓也を第一銀行宛當座小切手にて受取る

● (入金票) 收納帳 公債證書賣買記入帳

(43) 佐藤長藏振出當行仕拂保證小切手金八千圓也を持參人へ現金にて仕拂ふ

● (出金票) 當座勘定元帳 仕拂帳

(44) 野村金三郎への手形貸付第一號滿期取立をなし右手形金額四萬圓也を第百銀行宛當座小切手にて受取る

● (入金票) 收納帳 手形貸付元帳 手形貸付記入帳

(45) 大村軍次より定期預金として現金參萬圓也を受取る、期限六箇月、證書番號四號

● (入金票) 收納帳 定期預金記入帳

(46) 濱口五郎の依頼に應じ次の手形割引をなし手取金同人當座勘定に振替ゆ
岩見重吉振出、山田忠次引受爲替手形金貳萬圓也、振出日附五月二十日、期日六月

三十日、割引日步參錢四厘、取引番號當所四號

● (振替票) 割引手形元帳 當所割引手形記入帳 當座勘定元帳

(47) 手形交換所の計算次の通り

持出手形

第一銀行拂 同行宛當座小切手 金參萬八千八百圓也
第百銀行拂 同行宛當座小切手 金四萬圓也

高田三郎宛當行振出預金手形第三號 金五千圓也

濱口五郎振出當行宛小切手第一〇二號 金壹萬六千圓也

岩見重吉振出當行宛小切手第四號 金五千五百圓也

太田喜平振出當行宛小切手第一五一號 金壹萬圓也

受入手形

● 受入手形記帳 (出金票) 預金手形記入帳 當座勘定元帳 仕拂帳

● 交換尻記帳 (出金票) 預け金元帳 仕拂帳

(48) 秋山豐次へ東洋製糖株五百株此價額金六萬圓を擔保として金四萬五千圓也の手形貸付をなし此利息日步參錢六厘の割にて差引き手取金の内參萬圓也は本日滿期なる同人拂割引手形當所二號金參萬圓也の取立に當て殘額は現金にて